

日南町告示第4号
令和2年第2回日南町議会定例会を次のとおり招集する。
令和2年2月26日

日南町長 中 村 英 明

記

招集年月日 令和2年3月3日
招集場所 日南町役場庁舎 議場

○開会日に応招した議員

大岡 檀 近 坪	西本 田 藤 倉	保君 三 一 志 幸	健 洋 仁 勝	古 荒 岩 久 山	都 木 崎 代 本	勝 昭 安 芳	人 博 男 敏 昭
----------	----------	------------	---------	-----------	-----------	---------	-----------

○応招しなかった議員
なし

令和2年 第2回(定例)日南町議会 会議録(第1日)
令和2年3月3日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和2年3月3日 午前9時20分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 町長施政方針説明
日程第4 議案第5号 権利の放棄について(水道料金債権)
日程第5 議案第6号 権利の放棄について(町営住宅使用料債権)
日程第6 議案第7号 工事請負契約の変更について(日南町デジタル防災行政無線(同報系・移動系)整備工事)
日程第7 議案第8号 工事請負契約の変更について(令和元年度 日南町 TOWNS-NET光化工事(第1期))
日程第8 議案第9号 日南町過疎地域自立促進計画の一部変更について
日程第9 議案第10号 公の施設に係る指定管理者の指定について(ふるさと日南邑及び日南町緑地等利用施設緑の館)
日程第10 議案第11号 公の施設に係る指定管理者の指定について(日南町介護福祉センターあかねの郷及び日南町認知症高齢者グループホームあさひの郷)
日程第11 議案第12号 第6次日南町総合計画(基本構想)の策定について
日程第12 議案第13号 日南町国民健康保険出産費資金貸付に関する条例の廃止について
日程第13 議案第14号 日南町交通安全指導員条例の廃止について
日程第14 議案第15号 日南町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について
日程第15 議案第16号 日南町監査委員条例等の一部改正について
日程第16 議案第17号 日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第17 議案第18号 日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第18 議案第19号 日南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第19 議案第20号 日南町消防団条例の一部改正について
日程第20 議案第21号 日南町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正について
日程第21 議案第22号 日南町営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
日程第22 議案第23号 日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正について
日程第23 議案第24号 令和元年度日南町一般会計補正予算(第7号)
日程第24 議案第25号 令和元年度日南町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第25 議案第26号 令和元年度日南町介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第26 議案第27号 令和元年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)

日程第27	議案第28号	令和元年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
日程第28	議案第29号	令和元年度日南町簡易水道事業会計補正予算(第3号)
日程第29	議案第30号	令和元年度日南町下水道事業会計補正予算(第3号)
日程第30	議案第31号	令和元年度日南町病院事業会計補正予算(第3号)
日程第31	議案第32号	令和2年度日南町一般会計予算
日程第32	議案第33号	令和2年度日南町国民健康保険特別会計予算
日程第33	議案第34号	令和2年度日南町介護保険特別会計予算
日程第34	議案第35号	令和2年度日南町介護サービス事業特別会計予算
日程第35	議案第36号	令和2年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
日程第36	議案第37号	令和2年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
日程第37	議案第38号	令和2年度日南町簡易水道事業会計予算
日程第38	議案第39号	令和2年度日南町下水道事業会計予算
日程第39	議案第40号	令和2年度日南町病院事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	町長施政方針説明	
日程第4	議案第5号	権利の放棄について(水道料金債権)
日程第5	議案第6号	権利の放棄について(町営住宅使用料債権)
日程第6	議案第7号	工事請負契約の変更について(日南町デジタル防災行政無線(同報系・移動系)整備工事)
日程第7	議案第8号	工事請負契約の変更について(令和元年度 日南町 TOWNS-NET光化工事(第1期))
日程第8	議案第9号	日南町過疎地域自立促進計画の一部変更について
日程第9	議案第10号	公の施設に係る指定管理者の指定について(ふるさと日南邑及び日南町緑地等利用施設緑の館)
日程第10	議案第11号	公の施設に係る指定管理者の指定について(日南町介護福祉センターあかねの郷及び日南町認知症高齢者グループホームあさひの郷)
日程第11	議案第12号	第6次日南町総合計画(基本構想)の策定について
日程第12	議案第13号	日南町国民健康保険出産費資金貸付に関する条例の廃止について
日程第13	議案第14号	日南町交通安全指導員条例の廃止について
日程第14	議案第15号	日南町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について
日程第15	議案第16号	日南町監査委員条例等の一部改正について
日程第16	議案第17号	日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第17	議案第18号	日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第18	議案第19号	日南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第19	議案第20号	日南町消防団条例の一部改正について
日程第20	議案第21号	日南町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正について
日程第21	議案第22号	日南町営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
日程第22	議案第23号	日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正について
日程第23	議案第24号	令和元年度日南町一般会計補正予算(第7号)
日程第24	議案第25号	令和元年度日南町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第25	議案第26号	令和元年度日南町介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第26	議案第27号	令和元年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
日程第27	議案第28号	令和元年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
日程第28	議案第29号	令和元年度日南町簡易水道事業会計補正予算(第3号)
日程第29	議案第30号	令和元年度日南町下水道事業会計補正予算(第3号)
日程第30	議案第31号	令和元年度日南町病院事業会計補正予算(第3号)
日程第31	議案第32号	令和2年度日南町一般会計予算
日程第32	議案第33号	令和2年度日南町国民健康保険特別会計予算
日程第33	議案第34号	令和2年度日南町介護保険特別会計予算
日程第34	議案第35号	令和2年度日南町介護サービス事業特別会計予算
日程第35	議案第36号	令和2年度日南町後期高齢者医療特別会計予算

日程第36	議案第37号	令和2年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
日程第37	議案第38号	令和2年度日南町簡易水道事業会計予算
日程第38	議案第39号	令和2年度日南町下水道事業会計予算
日程第39	議案第40号	令和2年度日南町病院事業会計予算

出席議員（10名）									
1番	大岡	西本		出席議員	2番	古	都	勝	人
3番	樫	本	健	君	4番	荒	木		博
5番	近	田	洋	三	6番	岩	崎	昭	君
7番	坪	藤	仁	一	8番	久	代	安	君
9番		倉	勝	志	10番	山	本	芳	君
				幸					昭

欠席議員（なし）

欠員（なし）

局長	花倉幸江	事務局出席職員職氏名	書記	花倉順也	君
町長	中村英明	説明のため出席した者の職氏名	副町長	丸木山下	君
教育長	伊田典穂		総務課長	丸木山下	君
企画課長	伊田延太郎		教育次長	丸木山下	君
住民課長	伊田延太郎		病院事業管理者	丸木山下	君
農林課長	浅田本雅文		病院事務部長	丸木山下	君
建設課長	坂本原塚直道		福祉保健課長	丸木山下	君
保育園長	坂本原塚直道		会計管理者	丸木山下	君
農業委員	松本直道			丸木山下	君
事務局長	松本直道			丸木山下	君

午前9時20分開会

○議長（山本 芳昭君）おはようございます。
 令和2年第2回日南町議会定例会を招集いたしましたところ、全議員出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。
 ことしは除雪車の出動が一、二回程度しかなく、昨年以上の暖冬となっておりますが、夏場に向けて水不足や異常気象も懸念されています。昨年12月、中国武漢市で発見された新型コロナウイルスは我が国でも感染が広がり、安倍首相は先月27日、全国の小・中、高校と特別支援学校に、昨日から春休みまで臨時休校を要請されました。ただ、感染者数や地域などは盛んに放送されていますが、このウイルスの危険性について余り報道されていないのが気かりであります。本町でもイベントの中止や小・中学校の休校など、さまざまな感染防止対策がとられています。一日も早く新型コロナウイルスが終息することを願うばかりです。
 そういたしますと、本日の出席は10名であります。定足数に達していますので、令和2年第2回日南町議会定例会を開会いたします。
 直ちに本日の会議を開きます。
 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
 タブレットの令和2年第2回定例会フォルダの報告書ファイルをお開きください。地方自治法第121条の規定により、本定例会に出席を求めた者は、1ページのとおりであります。
 本町の監査委員から、令和2年1月17日及び令和2年2月17日付で、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。2ページから23ページのとおり報告いたします。
 本日まで議長において決定した議員派遣の件については、24ページの報告書のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本 芳昭君）日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
 会議録署名議員は、日南町議会会議規則第125条の規定により、議長において、6番、岩崎昭男議員、7番、近藤仁志議員の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（山本 芳昭君）タブレットの会期日程ファイルをお開きください。日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、さきに議会運営委員会に諮問し、答申を得ていますが、その会期は、本日3月3日から3月25日までの23日間です。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員会の答申のとおり、本日3月3日から3月25日までの23日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月25日までの23日間と決定いたしました。

つきましては、今期定例会の運営について格別の御協力をお願いいたします。

日程第3 町長施政方針説明

○議長（山本 芳昭君）タブレットの町長施政方針ファイルをお開きください。日程第3、令和2年度町長施政方針について、中村町長より説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）令和2年3月定例議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

暖かく降雪のない日が続いておりまして、はや日南町でも紅梅が咲き始め、スイセンの芽も姿をあらわし始め、ふだんより早い春の訪れを感じているところであります。長期予報ではありませんが、ことしの夏は平年並みか少し暑くなるという報道もあっておりまして、ますます暑くなる夏なのかなというふうにいるところであります。

昨今の状況につきまして、若干、報告を二、三点させていただきたいというふうにいるしております。

先ほど議長のお話にもありましたけれども、現在広がりをしております新型コロナウイルスの件でございますが、国や鳥取県の要請も受けまして、さまざまな面で自粛、中止、延期、休校などをお願いしているところでございます。2月28日に、世界保健機構、WHOのテドロス事務局長のほうですが、世界全体での新型コロナウイルスのリスク評価につきまして、これまでの、高いという表現から、非常に高いというふうに取り上げられたと発表がありました。中国以外ではありますが、感染者が出ている国に対しまして、各国で最高レベルの緊急対応態勢の即時発動、非定型肺炎の症状を示す全ての患者の検査、複数数のセクターにまたがる感染拡大防止策の策定などを勧告しました。2月29日には、先ほどありましたけれども、安倍首相が記者会見を行いまして、国民に対しまして、今から2週間程度、国内感染拡大を阻止するためあらゆる手段を尽くすべきだと判断したという発言がありました。

町民の生活や地域経済に及ぼす影響を最小となるようにする。それには、社会全体で取り組みることにより効果が期待できるものと判断しました。本町におきましても児童生徒の海外派遣を中止しました。また、小学校、中学校の臨時休校、不特定多数参集と長時間にわたるイベントや行事の中止あるいは延期など、多くの方々に御迷惑や御負担をおかけしたところでございます。企業の皆様も含めて、全町民の皆様に御理解と御協力をお願いいたします。まずは協力と努力をして、感染を封じ込めることが大切と考えております。重ねてになりますけれども、御理解と御協力を賜りたいというふうにいるしております。

なお、国内の感染状況によりまして変わってくるということもありますので、あらかじめ御承知おきいただくとともに、発熱、せき、倦怠感など長く症状が続くようであれば、直接病院受診されずに、まずは米子保健所の相談窓口で電話での相談をお願いしたいというふうにいるしております。そして、感染状況につきましては、国あるいは鳥取県、日南町のホームページあるいは防災無線、テレビの3チャンネルなど御確認をいただきたいというふうにいるしております。この事態でありますので、職員のほうもマスクを着用しますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げますというふうにいるしております。

また、先般の後期高齢者の医療制度の保険料につきましては、山林所得の控除に誤りがありまして、町民の皆様に改めておわび申し上げますとともに、速やかで丁寧な説明を行いまして、返還金事務のほうに努めていきたいというふうにいるしております。また、今後このようなことがないようにチェック体制を整えるとともに、行政の信頼回復に努めたいというふうにいるしております。

また、2月の27日ですが、日南大建株式会社の防腐・防蟻処理施設の新築工事の工場

の建設に伴う起工式がとり行われました。林業団地の一角であります。最終的には7月末の工事完成予定と聞いておりますし、これに伴う新規雇用者は3人と伺っております。日南町で取り組みが進む木材総合カスケード利用構想の一步が目に見える形でスタートしましたので報告をさせていただきます。

最後に、本定例会の議案につきましては、権利放棄2件、工事請負契約の変更が2件、過疎地域自立促進計画の一部変更が1件、指定管理者指定が2件、総合計画が1件、条例の廃止2件、条例の一部改正9件、補正予算8件、当初予算の9件、全議案36件を上程させていただきました。慎重審議いただきまして、御承認賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、町長の施政方針というところに入らせていただきます。

初めに、私が町の行政トップという立場になり、1年余りが経過しました。駆け足の1年であったというふうに思っております。令和という時代になり、世界、日本、日南町の動き、流れ、変化を感じながら、これからの厳しい時代を見据え、切り開き、次世代につながるという覚悟を持って町政運営に取り組んでまいります。

昨年は、日南町が誕生して60年、時代は平成から令和と変わりました。そして、60周年を記念して作成しました「町報で振り返る日南町制60周年の歩み」から、先人の皆さんの勇気と努力、団結のもとで、私たちの町、日南町が今も脈々と力強く存在していることを改めて感じることができました。

近年の町の歩みとして、まちづくりの基盤となるまちづくり協議会、むらづくり協議会、あるいは小学校の統合による保小中一貫教育、子育て支援センター、新たな介護施設のあかねの郷、あさひの郷などの医療介護環境、道の駅を初めとしました商業ゾーン、トマト生産売り上げ2億円の達成、木材団地整備と関連企業の設立、Jークレジット制度、再生エネルギー関連事業、農業研修生制度、林業アカデミーの開校などさまざまな基盤が整ってまいりました。

私はこれからの町政運営に当たって、これらの施策をさらに継続、充実させながら、町民の皆さんが健康で豊かさを感じながら誇れるまちづくりに取り組み、次世代につながるための創造的過疎への挑戦を続けてまいります。

さて、世界に目を向けますと、第50回目となるダボス会議におきまして、重要テーマの気候の危機と言われるまでに深刻化した地球温暖化について、解決への取り組みを加速させる成果は得られませんでした。スウェーデンの環境活動家グレタ・トゥンベリさんは、危機をあるがままに認識しなければならない、私たちの家は燃えていると、各国に積極的な対策を求めました。また自国第一主義が台頭し、中国での新型肺炎が発生するなど、世界経済や観光などに大きな影響を与えようとしております。また悲惨な紛争も続いており、おさまりが見られない状況にあります。

国内におきましては、人口の少子化、高齢化、東京一極集中が続き、世界でも例を見ない状況があり、労働力不足は地方だけではなく都市でも始まっております。さらには近年、気候変動による甚大な災害が続いており、本町の近年の大雨や降雪量の減少もそのあらわれではないでしょうか。そして、働き方改革や全世代型社会保障、一億総活躍社会、同一労働同一賃金の時代が始まり、さらには人生100年時代と言われるようになりました。地方、特に中山間地域においては人口減少が著しく、将来においては各地域で限界自治体あるいは無医地区、また東京23区内でも4人に1人が高齢者と予測されるなど、目まぐるしく社会が変わる未来が予測されております。

一方で、そうならないために地方創生という名のもとに、全国の自治体や国民が創意工夫を凝らしてあらゆる施策に挑戦し続けています。そうした取り組みが続く中で、明治大学の小田切徳美教授は、にぎやかな過疎、あるいは、むら・むら格差という言葉を発信されておられます。努力の結果には差があるものの、地域を挙げて取り組んできました。

こうした中で、昨年9月26日に厚生労働省が公立公的病院の再編統合についての実名を公表したことは、廃止しろと言わんばかりの厳しい行為であり、そこに地域医療の視点はなく、全国一律の線引きでありました。自治体病院は民間ではできない役割を担い、地域医療、介護の責任を果たしています。そして、今後都市部でも高齢者がふえていく中で、これからの取り組みが必要とされます地域包括ケアについて、国はどう展開されるのか、今回の厚生労働省の発表は矛盾だらけで何かおかしいと言わざるを得ません。

このように、総じて日本はさまざまな転換期にあるというふうに思っております。この時代において将来のまちづくりをどう進めていくのかが、全国の自治体に問われている大きな課題であります。地域の特徴、特性を生かし、関係人口や交流人口の増加に挑戦するさらなる5年間の第2期地方創生となります。

日南町は、こうした日本の社会背景と町の現状、将来を考えると、待ったなしの時期を

産業振興＝しごと」でございませう。そして「町民が安心して暮らせる健康なまちづくり＝まち」、「心豊かに生きる協働のまちづくり＝ひと」を町政の柱として進めています。考えておきませうので、視点を交えた考え方を加えて取り組んでいきたいというふうにおきませう。

最初に「産業振興＝しごと」についてでございませうが、本町の産業基盤は第1次産業の農林業であります。先輩たちが体を張り、汗を流してこの農地や森林を守ってきました。そして、私たちはその恵みを得て生活基盤を構築してきました。しかしながら現在は、価格低下や人口流出、高齢化などの社会背景の中で、担い手不足など大きな課題は続いておきませう。国におきませうは、食料・農業・農村の基本法が見直されようとしておきませう。地方が担っている食料や農業なる第1次産業の発展なくして日本の未来はありませう。農林業がさらに魅力ある業種となる仕組みづくりに声を上げていきりたいというふうにおきませう。

最初に、農業振興についてでございませうが、さまざまな現行制度の支援をしてきておきませうが、継続という形でいきたいと思っておきませう。一方で、将来の農家戸数は減少してきますので、農地の維持や所得向上に向けての日南町の10年後の農業のあり方について、農業委員会を中心に御検討していただいているところでおきませう。町民の皆さんの意見をいただきながら、若者がスマート・魅力的・稼げると思える農業になるように、新たな仕組みづくりを模索していきませう。あわせて現在の農業研修生制度におきませうも、他の地域にまさる魅力ある制度となることが必要でありませうし、見直しに向けて早期に検討を進めませう。例えば、インターンシップ制度や資格の取得の制度、先進地への研修、AI・ICTを組み入れた研修などについて前向きに検討していきりたいと思っておきませう。そして生産性の向上や労働力の軽減など、法人の皆さんの利用にもつながるよう推進していきたいと思っておきませう。

次に、林業振興でございませうが、現在進行中でありませう林業成長産業化モデル事業の着実な推進を図っていきませう。新たに設立された日南大建株式会社の建築工事も始まりましませう。令和2年度中には操業開始され、雇用も3人と聞いておきませう。また、パーク等を活用したバイオマス発電も検討されており、地域内経済循環に期待するところでおきませう。林業アカデミーにつきませうは、第1期生7人中4人から5人が町内での就職予定で、4月から第2期の生徒の募集状況は、定員10名に対しましませう現在7名の予定でありませう。ことしに入りましませう、岡山県とのパートナーシップ協定を締結しましたので、今後この地域からの生徒採用が期待されるところでおきませう。森林環境譲与税も2年目となり、前倒しの増額となりました。この財源を活用した森林管理システム事業の進捗を図るとともに、行政管理部門の事業化に向けて構築を図りたいと思っておきませう。

また、モンゴルとの交流事業につきませうは、引き続き協議中でありませうが、推進に当たっては、通訳が可能な人材を確保し、今後の具体的な仕組みづくりを進める1年としたいと思っておきませう。

女性の活躍の場として、町内では医療・介護等を中心に従事していただいているところでおきませうが、女性の労働力の確保は重要であり、女性の生き方の多様性の観点も視野に入れていく必要もありませう。女性にとっての働きやすい職場づくりをつくっていくことが求められておきませう、長く活躍していただける職場環境づくりへの支援に取り組んでいきたいと思っておきませう。

新規事業の一つとして、空き家等リノベーション創業支援事業補助金、仮称ですが、この制度を設けましませう。誘客を目的とした空き家のハード整備に対しましませう町が金銭的支援を行うことで、空き家等の利活用の促進、観光収入等の増加、関係人口の増加、ITの促進に資することを目指し、国庫補助制度の活用の上、町の負担500万円を計上をさせていただいているところでおきませう。

次に、「町民が安心して暮らせる健康なまちづくり＝まち」でございませうが、第2の柱は町民が安心して暮らせる健康なまちづくりです。町民の皆さんのライフステージにおきませうしませう、明るく健康な生活が送れる環境が重要でございませう。我が国も人生100年と言われる時代に入りましませう。男性の平均寿命も約81歳、女性においては約87歳となりました。昨年、がん検診の受診率を向上させるため、受診率80%を目標に掲げましませう。令和元年度の状況でございませうが、胃がん検診のほうでございませうが、日南病院も委託医療機関に加わったことありませうし、対前年度比7.6%の伸びとなりました。しかし、その他の肺がん、大腸、乳がん、子宮がんは1%から7%の減少となりました。原因はさまざまですが、秋に住民健診ができなかつたこともその一つです。そうした中ではございませうが、初回の受診者ですが、平均12.5%、1つのがん検診に約45人の方に受けていただきましませう。来年度は保健師を1人新規採用し、これからも引き続き受診率向上について推進し

ていきたいというふうに思っております。

医療分野については、その後、国との協議の場が設けられておりますが、再検証スケジュールにつきましても、再編統合は町長として全体的に多少延長となる見込みがあります。改めて申し上げます。そして、自治体病院がそれぞれの地域の財源で賄っており、病院のありようは地域の人が決めていくものだというふうにも思っております。一方で、これからの人口減少を初めとして、医療需要が減少することに対しては、検討する課題は残ります。地域住民に持続可能な医療を提供するとともに、質の高い安定的な医療環境を確保するために、日野郡の3つの公的医療機関がある3町及び鳥取県と協議しながら、日野郡の医療連携協定を結ぶ予定としております。具体的内容につきましても協議中ですが、日野郡全体の医療環境確保につながる内容を考えておられます。あわせて県西部の地域医療構想についても鳥取県を含めてしっかりと議論をしていきたいというふうにも思っております。経営コンサルタントの意見も踏まえ、今後の療養病棟のあり方も令和2年度中に結論を導き、必要な改善計画を立てていきたいというふうにも思っております。4月には、日南病院に4人の看護師の新規採用がある見込みでありまして、しっかりと人材育成に努めていきます。

介護分野につきましても、運営する社会福祉法人は現在厳しい運営が続いておるとなっております。昨年経営コンサルタントを受け、課題が明確になってきました。そして具体的な経営改善の検討と実践が必要となります。町としてもさまざまな方面から支援をしていき進めておられます。現在、法人におきましては、別の分野のコンサルを受けて改善を進めておられます。運営開始から15年経過しますので、さまざまな課題を早期に解決し、健全な運営、経営ができるよう再生を促し、期待をしたいと思っております。

次に、障がい者及び高齢者福祉分野につきましても、一昨年、障がい者のグループホームが開所され、本年2月現在ですが、6人が利用をされておられます。また、昨年には隣接の有料老人ホームも開所され、現在6人の方が利用をされておられます。豪雨災害など多発する近年の状況もあり、冬期間のみならず、元気なうちに安全な場所に集まり住むといいう住みかえも、状況によってはあり得るのではないかと考えておられますので、引き続き議論してまいりたいと思っております。

通信情報網の整備につきましても、昨年、元年度に着工しましたTOWNS-NET光事業が2年目の完了年度であり、しっかりと補助金を確保した上で推進してまいります。各御家庭には丁寧なお知らせを行いながら工事推進を図り、早期の利用開始を目指します。あわせて、この強化された情報網を活用したさらなる住民サービスの向上につなげていきたいというふうにも思っております。

公共交通の分野でございますが、現在、中央大学と連携してアンケートや実態調査を進めているところでございます。今までさまざまな取り組みを進めてきましたが、さらなる再編を考える時期となっております。住民の皆さんの声に寄り添いながら、さらなる利便性向上に努めてまいります。

道路等交通インフラの分野でございますが、昨年末に国土交通省より高規格道路の江府三次線の鍵掛峠道路が2025年度、令和の7年度ですが、完成見込みということで発表がありました。また、鳥取県の事業の国道改良として、河上バイパスの宮内側が完成しました。通称蛇巻と言われます。現在は河上側のⅡ期工事として宮内バイパスあるいは福長バイパスも推進されており、近年には着工が見込まれ、早期完成を望むものでございます。通勤や物流等への効果を期待するとともに、安心安全な道づくりに努めていきたいというふうにも思っております。当初予算では治山事業、道路維持の管理の事業、林道新設改良事業、道路新設改良事業など約3億2,100万円を計上しております。補助事業を確保しつつ、早期完成と堅実な進捗に努めてまいりたいと思っております。

ここ数年、Jークレジットの購入が順調であります。カーボン・オフセットの趣旨を理解していただき、会社の理念にマッチしている企業が賛同、購入をいただいているところでございます。コーディネーターのお力添えもありまして、日南町とゆかりのある企業から地元企業などと契約を行っております。複数回購入していただく企業もふえてきております。SDGsという持続可能な開発目標の考え方に企業理念がシフトして、社会や環境への貢献が会社の価値向上につながるという時代が来たように感じております。Jークレジットを購入された民間企業との御縁を大切にしていきたいというふうにも思っております。ひいては補助人として地域経済循環につなげていきたいというふうにも思っております。

防災分野でございますが、昨年から引き続き各地域に出向きまして、自主避難所の開設や災害対策について情報交換を進めております。また、自衛消防団用の可搬消防ポンプ2台、2年度につきましても佐木谷と中石見を予定しております。の更新を行うほか、断水

等の緊急対応としてステンレス製の給水タンクを購入して、初動体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

ふるさと納税ですが、2月の10日現在ではあります、昨年実績より金額ベースで約91%と下がっております。今年度は取り扱い窓口サイトをふやすなどには取り組んでまいりましたが、今後は関係ある企業に対しまして直接依頼していくなどの取り組みを加えていく予定としておりました。2年度につきましては3,000万円を目標として予算化をさせていただいております。

次に、第3の柱でございますが、「ひと」についてでございますが、平成31年3月の内閣官房まち・ひと・しごと創生本部の事務局のほうから、出生数や出生率の向上に関する事例集というのが出されておりました。全国の13の市町村の事例がっております。その1カ所に日南町が紹介がしております。その内容ですが、特徴の要旨ですが、最初に、若い世代の転出と人口減少が続く一方、出生数は横ばい、2番目として、親の同居・近居割合が高く、共働きを当然と受けとめる地域社会があり、女性の就業率は高い。共助の精神が受け継がれることに加え、柔軟な働き方の広がりが仕事と家庭の両立をさすらしやすくしている。3つ目として、子育て支援策の充実に取り組んでいる。基幹産業の農林業や人手不足が著しい医療・福祉への人材育成、就業促進にも取り組んでおるといふふうに整理されております。

そうした中、全国的に働き方改革が推進される中で、役場の職員や教育現場、民間企業にも働き方に対する積極的な見直しが求められております。役場では就業管理システムを導入することとし、職員の出勤時刻を明確にするとともに、時間外勤務の実態把握に努めて、働き方改革の推進や健康管理に役立てたいと考えております。人手不足の中でより一層の効率的な業務が求められており、事務事業の見直しも含めてその基礎となる実態把握に努めます。また、会計年度職員制度が始まりますので、関係者にきちんと説明して制度運用を開始したいと思っております。

婚活事業や仲人報奨金制度、同窓会開催支援制度は引き続き事業展開していきます。現在までの成果でございますが、現在までに2組の成婚や2組の仲人の成立、1組の同窓会の開催でございます。今後はPRに努め、情報発信していくことが重要であると考えております。日南町の風土として、既婚者の出生率は高い傾向にあります。最近の傾向として、1人の女性が3人、4人と多く出産されるケースが見受けられます。日南町における現在の子育ての環境を見て、4人目を産んでも大丈夫という意識の変化もあると感じており、うれしく思っているところでございます。

社会教育ですが、本年度からふるさと教育ということで、高校生版を日野郡3町が連携して進めたいと思っております。以前は優風音という名称で高校生のサークル活動を支援してきております。また、近年高校生の集まる場づくりにも取り組んでおりますけれども、高校生も忙しくて、米子に通う子供たちも多くなりました。自宅と学校の往復という生活の中で、地元日南町とのかかわりが少なくなり、結果として、地元に住む、地元で働くということにつながっておりません。今は都会も地方も人手不足の社会です。そして地方も豊かになりました。これからの子供化社会、予測できない社会の中で、人生の選択をしなければならぬ高校生という時期に、少しでも大人からのメッセージや地域の情報を伝えていきたいと思っております。

現在、小学校、中学校ではふるさと教育を実践しております。町内の魅力的なもの、いわば地域の宝を自分の目で見て、体験し、感じて、地元の大人たちとかかわりながら日南町とのつながりを継続しております。人が生きるのに必要なものとは何かを考えさせる取り組みとなっていると感じております。先日、小学校の成果発表会がありました。実行委員10名を中心に自分たちで進行し、また案内状も自分たちの手づくりによるもので、自主性を重んじる学校側の取り組みに感心しました。小中高の連続したふるさと教育をつなげていけば、ふるさとを考える子供たちがふえて、町の応援団になってくれると期待しております。

学校教育分野ですが、日南小学校統合を契機としまして、保小中一貫教育を柱に進めてまいりました。統合から10年以上の経過の中で、学校自体のあり方の変革を求められている時期でもあります。本年4月からは小学校で新学習指導要領がスタートし、小学3年生から外国語活動や、5、6年生で教科としての英語教育も始まります。また、教職員の働き方改革、平成29年度から努力義務となりましたコミュニティ・スクールの設置など、目まぐるしい変化への対応が求められている学校現場でございます。それに対応していくためには、学校現場はもちろんなことではありますが、保護者や地域、教育委員会など全ての理解と協力が必須となっております。来年度をこれからの日南町義務教育のあり方を検討する年にしていきたいと考えております。そして、保育園の位置づけにつきまして、保育と教育の連続性の観点から、組織のあり方も視野に入れて検討していきたいと考えております。

ます。今、保育園の職員も先進地視察を行いまして、新たな保育の取り組みについて積極的な研修に取り組んでいます。日南の子供の未来に、生き抜く力をつけていく、学力をつけていくことの責任をみんなで考え実践していかなければならないと考えております。

本年度は学校給食の補助金として104万円を計上しております。これにつきましては、給食材料費全体の値上がりのため、現状の栄養確保の観点から、材料費の不足相当に当たる日南産米購入費を補助することとしました。また、昨年から進めております日南中学校のトイレ改修1,805万円を予定しているところでございます。

最後の結びでございますが、日南町が誕生して60年、豪雪、ひょう、豪雨などの災害もたびたびありました。そのたびに町民が力を合わせてその壁を乗り越えてきました。

現在、日南町は、少子化、人口減少による担い手不足という大きな局面に立たされております。町民皆様全員の参加でこの難題を乗り越えていかなければなりません。町民の皆様、議会の皆様と力を合わせて、4,500人余りの町民が豊かさを実感し誇れるまちづくりに全力で取り組み、次世代につなげてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

この夏は東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。町内での聖火リレーは5月22日の予定で、役場から道の駅までの間を聖火ランナーが走ります。聖火リレーの声援や本大会も応援していただき、スポーツの魅力や感動を味わっていただきたいと思っております。そして、災害のない1年になることを祈念して、令和2年度に当たっての施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

日程第4 議案第5号 及び 日程第5 議案第6号

○議長（山本 芳昭君）タブレットの議案書ファイルをお開きください。2ページから、日程第4、議案第5号、権利の放棄について（水道料金債権）、日程第5、議案第6号、権利の放棄について（町営住宅使用料債権）、以上、権利の放棄関係2議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第5号、権利の放棄について。次のとおり権利を放棄することにつきまして、地方自治法第96条第1項第10号の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、放棄する権利ですが、水道料金の債権ということで、督促手数料を含むものでございます。件数ですが、2件ということで、債権額が1万1,574円ということで、内訳としまして、平成28年の11月分と12月分、そして督促手数料が160円ということでの合計額が1万1,574円でございます。理由でございますが、債務者の破産によるというものです。放棄の時期ですが、議決の日をお願いしております。

続きまして、議案第6号、同じく権利の放棄についてですが、次のとおり権利を放棄することにつきまして、地方自治法第96条第1項第10号の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

放棄する権利ですが、町営住宅使用料の債権ということで督促手数料を含むものでございます。件数ですが2件、債権額ですが6万5,800円でございます。内訳としまして、平成28年の11月分と12月分、そして督促手数料160円を含む内容でございます。放棄の理由ですが、債務者の破産によるものでございます。放棄の時期は、同じく議決の日ということをお願いをしたいと思います。

以上、説明を終わります。

○議長（山本 芳昭君）これより各案に対する質疑を許します。

まず、議案第5号の質疑を許します。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）債権の放棄の理由が債務者の破産によるものということですが、それが確定したのはいつでしょうか。裁判所の関係とかいろいろあったと思えますけれども、教えていただきたいと思っております。5号と6号と、関連ですのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 芳昭君）財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）今回の破産に伴う権利放棄につきましては、破産管財人からの終結決定につきましては、昨年、平成元年の10月28日付で決定通知が来ております。前もって破産の申し立てにつきましては平成29年の11月から……。

○議長（山本 芳昭君）令和ですね。

○建設課長（財原 積君）いや、始まりは平成29年の11月から申し立てがありまして、それから約2年をかけて終結をしてるという経過があります。

○議長（山本 芳昭君）そのほかございますか。
〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君）次に、議案第6号の質疑を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結いたします。
お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号及び議案第6号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、議案第5号及び議案第6号は、質疑までにとどめることに決定いたしました。

日程第6 議案第7号 及び 日程第7 議案第8号

○議長（山本 芳昭君）タブレット6ページから、日程第6、議案第7号、工事請負契約の変更について（日南町デジタル防災行政無線（同報系・移動系）整備工事）、日程第7、議案第8号、工事請負契約の変更について（令和元年度 日南町TOWNS-NET光化工事（第1期））、以上、工事請負契約の変更関係2議案を一括議題といたします。各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第7号、工事請負契約の変更について、日南町デジタル防災行政無線（同報系・移動系）の整備工事でございますが、次のとおり工事請負契約を変更することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるとでございます。

工事名ですが、日南町デジタル防災行政無線（同報系・移動系）整備工事でございます。変更の理由ですが、戸別受信機の設置に関する労務費等の減額によるものでございます。変更契約の金額ですが、契約金額が3億7,152万円でしたが、それを3億6,548万2,800円とする内容でございます。変更によりまして減額が603万7,200円、消費税込みですが、その変更の内容です。相手方につきましては、広島市中区八丁堀5番7号、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社中国社社長、今井克博さんでございます。

続きまして、議案第8号、工事請負契約の変更についてということで、令和元年度の日南町TOWNS-NET光化工事（第1期）でございます。次のとおり工事請負契約を変更することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるとでございます。

工事名ですが、令和元年度日南町TOWNS-NET光化工事（第1期）。変更の理由でございますが、施工の実績及びセンター施設設置箇所の変更等による減額でございます。変更契約の金額でございますが、契約金額が6億7,980万円ですが、これを6億649万500円、変更による減額でございますが7,330万9,500円、税込みですが、にお願いをするものでございます。契約の相手方でございますが、鳥取市の西品治字田島前ノ二816番地1、株式会社中電工鳥取統括支社執行役員支社長、二反田正克さんであります。

変更の理由の主なものでございますが、日南町センターの施設でございますが、既設のサブヘッドエンドに隣接して、文化センター、野外イベント広場にシェルターを設置する予定でございましたが、役場車庫棟の2階のほうに変更をする内容でございます。当初、河川氾濫への対策として鉄骨の架台による1.5メートルのかさ上げを予定しておったところですが、車庫棟の2階を利用することによりまして、4メートルと高さが増し、安全性が向上するという内容によるものでございます。また、既設の設備の利用に当たると、設備が空調等の改装のみであり、より経済的に補助目的を達成することができるといふふうに思っております。なお、車庫棟の耐震性につきましては、平成13年に建築された施設でありまして、耐震基準はクリアしているというふうに思っております。

2番目ですが、ケーブル電話サービスにつきましては、上位回線の完全2ルート化が必要という制限から、サブセンター施設、いわゆるシェルターですが、阿毘縁の小学校から日南ブローラーのほうに変更し、雪対策として鉄骨架台による1.5メートルのかさ上げを追加する内容も含まれております。樹木の伐採の追加だとか、あるいは中国電力及びNTTの共架・添架申請の回答のほうから、光伝送経路の設備が減額という内容も含まれております。また、中海テレビの既設設備が利用可能となったため、通信機器の監視装置サーバーを減額しております。さらには、日南町センター及び阿毘縁のサブセンターの環境監視としまして、遠隔の監視装置だとか監視制御ユニットを追加しております。また、中海テレビから日南町センターへの幹線につきまして、伯耆町で信号増幅機器を設置

予定でありましたが、不用となったための減額という内容も含まれております。

以上、2件の説明をしました。よろしくお願ひします。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）失礼いたします。ただいま町長から提案のありました工事請負契約の変更について、第7号、デジタル防災無線の関係について、若干変更内容を追加して説明をさせていただきたいというふうに思います。

町長から説明がありましたとおり、大きな変更につきましては戸別受信機の設置に係る労務費の減でございまして、これにつきましては当初2,400台の設置を労務費とともに機械と購入、据えつけというふうな予定でございました。最終的に200台程度がいわゆる留保、町で持つておいて故障時に対応できるものとして留保することにしました。残り百数十台は、実は各自治会で設置のお願いをして回る中で、住民票はあるけども住んでいない、または施設に入られて設置ができないものがまだ残っております。これにつきましては年度内の施行は難しいと判断しまして、今後、設置ができる状況になった場合に町職員が直接設置に向かうということで、今回工事費の労務費のほうから除いております。そのほか電波の状況によって入りが悪いというふうなことも想定して、アンテナの設置も相当数見込んでおりましたが、実際取りつけてみた結果、見込んでおったほど必要でなくなったということで、その分の資材等を減額しております。そのほかふえたものもございまして、当初予定をしておりましたJ-ALERTへの自動の起動を、連携して起動する装置等につきまして、もともとある機械がそのまま流用できるものとして設計しておりましたが、うまく作動しないということで新しくデジタルに合わせた起動装置に切りかえた、そういったものの機器の増強もございまして、それら増減を含めまして今回600万ほどの減額の最終精算の契約となります。

以上、説明をさせていただきました。

○議長（山本 芳昭君）これより各案に対する質疑を許します。

まず、議案第7号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）次に、議案第8号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号及び議案第8号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、議案第7号及び議案第8号は、質疑までにとどめることに決定いたしました。

日程第8 議案第9号

○議長（山本 芳昭君）タブレット8ページから33ページ、日程第8、議案第9号、日南町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第9号、日南町過疎地域自立促進計画の一部変更についてでございます。次のとおり、日南町過疎地域自立促進計画の一部を変更することにつきまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めらるるものでございます。

概要ですが、日南町過疎地域自立促進計画ということで、現在、計画期間が平成28年の4月から令和3年の3月末までの中で、過疎債の財政支援を受けて実施する事業名と事業の内容の一部を変更するものでございます。

内容ですが、大きく4区分の中の事業ですが、最初に産業振興の区分の中で、町産材の加工施設の改修事業、社員住宅の改修費支援事業、お仕事フェア委託事業ということで、大きく3つの内容の追加をさせていただいております。

2番目に、交通通信体系の整備あるいは情報化及び地域間交流の促進という区分の中では、町の関連施設の光化工事ということでメニューの追加をさせていただいております。

3番目に、生活環境の整備という区分の中で、給水施設整備事業ということでメニューの追加をさせていただいております。

そして最後ですが、教育の振興という分野でございまして、給食施設整備改修事業ということとあわせて、米飯給食負担金支援事業ということを追加させていただいておりますので、ごらんいただければというふうに思ひます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。

7番、近藤仁志議員。

○議員（7番 近藤 仁志君）ちょっと1点お伺いします。最初、さらに新たな人材獲得のために開業、起業支援に取り組んでまいりますとうたってありますが、この開業という言葉が余り聞きなれない言葉なんですけど、何を指してどういう形の事業進捗を目指したもののなのか、言葉の内容についてお伺いします。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）失礼いたします。お尋ねの件につきましては、今回出させていただいております具体的な項目としては、お仕事フェアの委託事業に当たるところであります。本文の中では幅広く、いわゆる起業であるとか、それに関連した開業という言葉を使わせていただく中で、今後の展開にも幅広く過疎地域の計画として盛り込んで進めていきたいというところの言葉と御理解賜りたく思います。

○議長（山本 芳昭君）7番、近藤仁志議員。

○議員（7番 近藤 仁志君）済みません。この開業という言葉は起業とは、要するに、を一緒にひっくるめた言葉として、今後もこの言葉は利用して、町民の、また議会のほうに説明されるという機会がふえるということですか。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）議員御指摘のとおりに考えておりますので、また具体的なところについては、今後また協議もさせていただきながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）この過疎地域の一部変更ですけれども、過疎債を充当する事業ということですが、今年度ですよね、新年度、令和2年度の中に、いろんな、以前にもこの過疎計画の自立計画の一部改正は、常に新しい事業が入るたんびに変えられてきた経過があるわけだけでも、例えば高齢者の生活福祉センター、老人ホームのデイサービスセンターの整備とか、2億4,700万とか、サービスつき高齢者住宅の整備4億9,500万とか、そういう大きな事業が、そのほかにもいろいろあるわけだけでも、あくまでもこれは過疎債で充当してもらうための一部変更であって、令和2年度中に新たに過疎債でいろんな事業、今、例えばの例で申し上げた事業ですね、実際にそういう構想があるのかどうかという点について、庁舎内で詰めた議論をこの一部変更に当たってなされているかということをお聞きしたいと思います。どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）失礼いたします。全般にわたりまして、今回、令和2年度に予定をしておりますメニューのうち、実はこの中にも含まれていないものも精査する中でございます。そういったところについては予算編成、当初の方針において、各所属において検討、議論をしてもらうというところを予算編成の中で進めてきており、取りまとめたところを今回上程させていただいておる内容でとどめたところでございますが、その理由につきましては、県あるいは関係機関との協議あたりの進捗もございまして、また今年度進めていく中で、きちっと固まった段階でまた計画にも含めてというところもございまして、その辺では議員お尋ねのところ、予算編成にあわせて議論を進めてきたというところで御理解賜りたく思います。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）過疎法も令和2年度で一応、一旦切られるということですよ。とすれば、今、令和2年度の一応計画として上げられている事業を、やっぱりどっかで精査されないと、落とすものは落としていく。例えば、また補正予算でいろんなことを思いつかれるのかもしれないけれども、当初予算の段階で上がっていない事業が、かなり金額的にも多いものがありますよね。そのあたりについて企画課長あるいは町長にちょっと答弁を求めたいと思っております。どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）議員御指摘のところはごもっともな点でございます。改めてきちっとした形で、この計画には令和2年度という区切りのところはきちっと整理をさせていただいたために、今後のところでまた御協議あるいは上程という形でさせていただきたいと思っております。切れ目なくというふうに今、国会のほうで進めていらっしゃるんですけども、令和3年度以降の動きについてもまた計画を、恐らくということも含めて、作業は事務としては切れ目ない形で進めてまいりたいというふうに思っておりますので、また令和2年度までの事業についても今後精査する中でまたお示しさせていただきたいと思っておりますので、本法案の状況については御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）直接的な回答というわけではないですが、御説明のありましたよ
うに、現在の過疎法につきましては令和の2年度で現法につきましては終了ということ
ありまして、議員立法という形の中で生まれてきた法律でございまして、今後、いわゆる
令和3年度以降に向けても、既に関係機関と皆さんと一緒に、新しい法律、新しい
法律という表現というか、内容的には同じものだろうというふうに思っている、あるいは
若干拡大している話ももちろん含まれてるんだろうと思います。いずれにしても議員立
法ということのあり方ですので、また令和の3年度からの過疎法につきましての今要望
活動も進めておりますので、御承知おきいただくとありがたいかなというふうに思っ
てお

ります。
○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）8ページから10ページにあります産業の振興というところ
ろでありますけども、ここで、保育園から小学校の早い段階で仕事に触れる機会をつくり
働く意欲を育むと。お仕事フェア委託事業が計上されております。これは企画課で担当さ
れるのかなと思っております。この段階でお仕事フェア委託事業として、どういう事業展
開を想定されているのか伺います。この時期って、教育の振興の場面で担当すべき事柄で
あってもいいのかなと思っております。いわゆる産業教育の振興という分野もあるわけですか
ら、その辺のところ、なぜお仕事フェア委託事業にされたのか説明をいただきたいと
思

います。
○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）失礼いたします。御指摘の点でございまして、今、昨今いろ
いろと注目をされ町でも動いております。木育であるとか、そういったところもさらなる力
を入れていく、あるいは推進していくという点においては、それぞれの課が連携をして
進めていくというところはこれまで以上に強化していきたく思っております。とりわけ教
育の部門から将来的にふるさと教育とかいうこともございまして、ふるさと、この日南
町を愛していただくという点におきましては、自分たちの保護者の皆さんが、こういった
ところに仕事があるんだよとか、携わっておられるというのを子供目線から入りやすく、
かかわってほしいという点において、こういったフェアも一つ実証的にやった経過もござ
います。そういった中では、いろんな展開があるというところでは、一つ議員御指摘の事
業もございまして、それ以外の展開、例えば森を活用した事業展開などもやってお
るところもございまして、そういったのも含めて、さらに過疎計画の中では過疎債という財
源を有効活用して進めていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）質問したことに明確に、なかなか理解できなかったわけ
ですけども、なぜ教育でなくて産業振興で行われるかというところでもあります。確かに言わ
れるように、さまざま課で連携をしていっているのはわかりますけども、具体的に予算の
ところに係りますけども、2年度、55万円使ってお仕事フェアはどういう企画をさ
れようとしているんですか。また、教育長の立場として、こういう時期の産業教育の今
の取り組み、これからの取り組みについてどうお考えでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）うまくお伝えできないところが申しわけございせんが、改
めまして、産業分野での仕事あたりを特に強調して御理解いただく展開というところで、
産業振興に上げさせていただいております。この委託事業については日南町商工会に委託
することを今、想定をしております。皆さんがお集まりになりやすい、お出かけやすい時
期として秋ごろの実施ということ今、想定をしております。したがっ
て、多分いろんなところには、方面にはあると思っておりますが、今回の中では産業振興とい
うことで整理させていただいたところでございまして。

○議長（山本 芳昭君）伊田教育長。

○教育長（伊田 典穂君）議員御指摘のところ、ごもともだというふうに思っております
す。教育の分野につきましても今、大きな転換期を迎えておりました。子供たちのキャリ
ア教育、それからふるさと教育を一体化した取り組みをこれから進めていかなければなら
ないというふうに思っております。お仕事フェアについては、今年度も試行的に取り組み
まれたというふうに思っております。一つは、仕事を知るというところについては、もちろ
ん教育の分野で取り組むべき中身もありますし、産業の部分からのアプローチということ
もあるかと思っております。ただ、まだ体系的な形で、それが日南町としてのキャリア教育、ふ
るさと教育についての全体像がまだつくり切れしていないという段階もありますし、先ほ
ど町長の施政方針の中にも、これからの取り組みをつくっていくと、作り直していく、義
務教育を考えていくというような時期に差しかかっている話もありましたので、それ
も含めて議員御指摘のところも含めて、これからの教育分野で考えていくところ。それ

から、産業との連携についてどのように考えるかということをして今後、構築をさせていただきたいというふうに思っております。御意見ありがとうございます。

○議長（山本 芳昭君）そのほかございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）質疑を終結いたします。
お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、議案第9号は、質疑までにとどめることに決定いたしました。

ここでしばらく暫時休憩をいたします。再開を11時からといたします。
午前10時45分休憩

午前11時00分再開

○議長（山本 芳昭君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第9 議案第10号 及び 日程第10 議案第11号

○議長（山本 芳昭君）タブレット34ページから、日程第9、議案第10号、公の施設に係る指定管理者の指定について（ふるさと日南邑及び日南町緑地等利用施設緑の館）、日程第10、議案第11号、公の施設に係る指定管理者の指定について（日南町介護福祉センターあかねの郷及び日南町認知症高齢者グループホームあさひの郷）、以上、公の施設に係る指定管理者の指定関係2議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第10号、公の施設に係る指定管理者の指定について（ふるさと日南邑及び日南町緑地等利用施設緑の館）。次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者の名称ですが、住所が大阪府中央区船越町1丁目3番5号、マーキュリー愛晃ビル402号ということで、氏名ですが、テック株式会社代表取締役、上村勝文でございます。指定管理に係る施設の名称及び所在ですが、名称ですが、ふるさと日南邑及び日南町緑地等利用施設緑の館。所在ですが、日南町神戸上2962番地1です。期間ですが、令和2年4月1日から3年間でありまして、令和5年3月31日までとします。業務の範囲でございますが、最初に、ふるさと日南邑及び日南町緑地等利用施設緑の館の利用に関する業務。2つ目として、施設及び設備の維持管理に関する業務。3つ目として、施設の運営に関する業務のうち町長が必要と認める業務でございます。利用料についてでございますが、ふるさと日南邑の設置及び管理に関する条例の第8条及び日南町緑地等利用施設の設置及び管理に関する条例の第7条の規定に基づきまして、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものでございます。

次に、議案第11号、公の施設に係る指定管理者の指定ということで、日南町介護福祉センターあかねの郷及び日南町認知症高齢者グループホームあさひの郷についてですが、次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者の名称、住所ですが、日野郡日南町下石見2315番地、社会福祉法人日南福祉会でございます。指定管理に係ります施設の名称及び所在ですが、最初に日南町介護福祉センターあかねの郷ですが、場所は日南町下石見2315番地。もう一つですが、日南町認知症高齢者グループホームあさひの郷。所在ですが、日南町生山397番地1でございます。期間でございますが、令和2年4月1日から5年間ということで、令和7年3月31日までとしております。業務の範囲ですが、あかねの郷の維持及び管理、グループホームあさひの郷の維持及び管理、そして施設の利用許可、使用料の収受、いわゆる介護報酬等ですが、それと、先ほどの4点に付随する業務ということでございます。利用料ですが、日南町介護福祉センターの設置及び管理に関する条例第7条第3項の規定及び日南町認知症高齢者グループホームの設置及び管理に関する条例第7条第3項の規定に基づきまして、使用料を指定管理者の収入に収受させるものでございます。

以上、2件説明させていただきました。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君）これより各案に対する質疑を許します。

まず、議案第10号の質疑を許します。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）株式会社テックに指定管理をされるということですが、この議案が議決されれば、町民に、日南邑一帯ですよね。どのように周知されるのかという、長年、日南振興がやってこられたわけで、新しい会社に移行するわけですから特に宣伝も必要かというふうに思いますけども、どういう考え方で広報をされるのかということをお聞きします。

○議長（山本 芳昭君）坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君）今回上程しておりますふるさと日南邑の指定管理ですが、議決のほうをいただきましたら、まずホームページのほうでは指定管理者の決定ということ、議決を受けたということを広報したいというふうに思っております。基本的には町のほうの広報でも、決定しましたということとは広報したいというふうに思っております。新しい指定業者の方も広告宣伝費等ということは考えておられますので、基本的にはそちらのほうでも自前で自主的な広報もしていただきながら、町内の業者さんということになれば、ケーブルテレビの活用ということもできるかと思っております。制作費については実費等がかかるかと思っておりますけども、放送につきましては町の優遇措置というものもあったかと思っておりますので、そういったものを活用しながらPRをしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）指定管理に予定をされております株式会社テックの定款の中に、いわゆる旅館業とか飲食提供等の事業が定款の中にはないわけですが、この定款で大丈夫なわけですか。

○議長（山本 芳昭君）坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君）現在、資料提供させていただきました中では、定款のほうにまだ旅館業や自治体の指定管理施設等の請負業務というようなものが書いてありませんけれども、今、作業をしていただいております。今後、定款のほうに新たに改正されましたら、そちらのほうをまた資料として提出をさせていただきたいと思っておりますので、いましばらくお時間のほう、いただきたいというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君）そのほかございますか。

2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君）図面が添付されておまして、この中にこれまでトマト生産をした施設があったわけですが、こちらについては移転するのかなのかお聞かせをいただきます。

○議長（山本 芳昭君）坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君）現在の指定管理者のほうで設置されましたハウスにつきましては、新しい管理者のほうで同じように体験型農園というような格好で使えないかということをお話しております。ですが、最終的にそちらのほうで使えないという場合には撤去ということをお話しておりますので、そちらにつきましても運営しながらという中で、もう少し協議をしながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君）2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君）これまで生産されたトマトは、割合わかりませんが、日南邑で使われたりとか、あるいは大きく販売もされた経過もあるわけですが、この指定管の会社は、農業生産をやっていいという状況なのかどうかお聞かせをいただきます。

○議長（山本 芳昭君）坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君）この業者につきましても、農業生産といいますが、あくまで市民農園的な開放ということ、施設敷地内での農業という格好ではなくて、試験圃というようなところかというふうに考えております。そのできたものを販売というよりも、まずは今まで体験型農業の一つのアイテムだったというふうに考えておりますので、引き続きもし使用されるのであれば、そこで収穫体験をしてもらって、レストランで食べる際に自分でとったものをこうして、なったものを食べるんだよというような体験という格好をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君）1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）テックさんが申し込まれてますけども、会社できたのが平成28年で、現在売り上げが3,800万円、年間です。どうのこうのじゃないんですけども、親会社が幾らぐらいの売り上げをやっておられるのか、経営実態そこまで調べましたでしょうか。そこまで必要ないかもわかりませんが、参考に教えていただきたいんですけども、

○議長（山本 芳昭君）坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君）親会社という会社のほうの、済みません、経営の内容については、把握をして決算書等の確認はしておりません。

○議長（山本 芳昭君）1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）実は3年、4年前にガラスの加工販売ということで日南町に進出ということで、そのつながりでされとるわけですね、そのとき企画課長のほうでもそういった調査をされておられると思うんですが、そういったことは企画課でわからないでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）議員お尋ねの、当時の過去の資料になりますが、そのあたりについては当時確認をした経過がございます。ただ、今回の指定管理に当たりましては、改めて企画課から確認をしたということにはございません。

○議長（山本 芳昭君）2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君）先ほどの続きになるわけですが、これまで指定管理でお世話になっておりました日南振興さんのほうが進出されるときに、かつて商工会が担当しておりました、今はいなかや本舗とかいうんだそうですが。特産品の販売、これまでずっと続けてきて、その辺の効果が出ておるとは思いますが、そのものについては次の指定管のほうに行くのか、従来の方が生産されていくのか、そこら辺についてはどのようになっておりますか。

○議長（山本 芳昭君）坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君）現在、日南振興さんの組織内のいなかや本舗さんですけども、活動の場としては高齢者センターの一部を活用されております。引き続き日南振興さんのほうでその活動はされるというふうに解釈しております。

○議長（山本 芳昭君）そのほかございますか。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君）ないようでしたら、次に、議案第11号の質疑を許します。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）最後のページ、社会福祉法人日南福祉会の経常収支決算書というのが、令和2年度の添付されておりますが、支出のところは事業費支出と事務費支出とあって、この中に、いわゆる負担金ですよね、日南福祉会が負担する負担金、これが含まれて差し引き収支ゼロという金額になっておるのかどうなのか。令和2年度の当初予算でも予算組んで、2,500万ぐらいの利用料の負担を組んでおられますけども、この収支に上がっているのでしょうか。確認をします。

○議長（山本 芳昭君）渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君）今御質問いただいた件ですが、令和2年度の収支予算の中には、町のほうに納めていただきます使用料も含まれております。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）事業の支出でしょうか、事務の支出でしょうか、ちょっと教えてください。

○議長（山本 芳昭君）渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君）事業費支出のほうに含まれているということでお伺いしております。

○議長（山本 芳昭君）よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第10号及び議案第11号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、議案第10号及び議案第11号は、質疑までにとどめることに決定いたしました。

日程第11 議案第12号

○議長（山本 芳昭君）タブレット68ページから、日程第11、議案第12号、第6次日南町総合計画（基本構想）の策定についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第12号、第6次日南町総合計画（基本構想）の策定について。第6次日南町総合計画（基本構想）を定めることについて、日南町総合計画策定条例

第4条の規定により、本議会の議決を求めるところでございます。内容ですが、計画の役割というところですが、総合計画は自治体の全ての計画の基本となる計画で、地方創生の時代に即した自主自立した町へのかじ取りとなるものでございませぬ。日南町の人口ビジョン・総合戦略と日南町行財政改革実施計画など、各種の計画の基本となるものでございませぬ。今回の総合計画から国連で採択された地球規模の人類存続のための共通価値観、持続可能な開発目標、SDGsですが、を基本計画に盛り込みまして、17の目標を計画ごとに割り当てることとしました。国のほうもSDGsの17の目標や169のターゲットに示される多様な項目の追求が、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地域創生を推進するものであると示してあります。日南町としても総合計画、SDGsの17の目標の目指すべき方向性は同様であり、総合計画の推進イコールSDGsの目標達成と位置づけております。総合計画の策定は、町民、団体、企業、行政が今後10年間のまちづくりの方向性を共有し、それぞれの役割と創意工夫、協働によって目標の実現を図るため、活動指針としての役割を担うものでございませぬ。

計画の構成でございますが、基本構想そして基本計画、実施計画の3つで構成するものでございませぬ。基本構想ですが、基本構想は、まちづくりの基本理念と町の将来像などを示すものでございませぬ。計画期間は令和2年度から令和11年度までの10年間としております。

続きまして基本計画でございますが、基本計画は、将来像の実現に向けまして、取り組むべき施策の方向を明らかにするものでございませぬ。計画期間は前期が令和2年度から令和6年度まで、後期の基本計画は令和7年度から令和の11年度まで、それぞれ5カ年ずつとしております。

次に実施計画でございますが、実施計画は、基本計画で示した施策の方向に従いまして、具体的な施策、事業の内容を明らかにするものでございませぬ。第2期まち・ひと・しごと創生日南町総合戦略と連動し、KPIを設定し、総合戦略第三者評価委員会において毎年検証を行うものでございませぬ。前期の計画と後期の計画で各事業の進捗管理を行うこととしております。

以上、簡単でございますが説明にかえさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。

9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）ページでいえば68ページの辺からと思っておりますけれども、今後の行政運営についてという記述があります。その中に、令和2年度から日南町行財政改革実施計画を策定しますというふうに記載があります。本年度、この総合計画とあわせる形で行財政計画は策定されておると思っておりますが、今の策定状況、昨年の町長の施政方針の中でも、その行財政計画と総合計画を一体となつて進めるといふような、そういう趣旨の説明があったと思っておりますけれども、それと照らし合わせて現在の行財政計画の策定状況及び、ここにありませぬ実施計画っていうのはどういう形で示されるのか、あわせて説明をお願いします。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）失礼いたします。現在、企画課において所管事務を進めておるところでございます。去る12月13日の全員協議会におきまして、今後のスケジュールというところではひとまず報告をさせていただいた経過の中で、スケジュールにつきまして、ことしに入りまして1月の22日に行財政改革の会を設けました。それを最終の会と区切りまして、委員会から町長に対して諮問に対する答申を受けたところでございます。その答申を受けまして、素案という形で現在、最終整いつつあるところでございますが、最後、町長から職員向けのあたりについて最終の詰めを行っているところでございます。ただ、今会期中におきまして、そのあたりの状況も踏まえて、皆様には御報告なり御説明をさせていただきたいというところで現在進めておるところでございます。

○議長（山本 芳昭君）実施計画について。

實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）実施計画につきましても、第2期の総合戦略と踏まえたKPIの設定という点で、最終的な今、取りまとめを行っております。こちらにつきましても、具体的な各年度あるいは項目について、どう進めていくんだというものについてもあわせてお示しする中で御協議賜りたいと考えております。以上です。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）そういう説明ですと、ここに記述があります2年度より策定しますっていうこととは違うんですね。今年度あわせて策定されておるということではないんですか。そうすると、この記述がおかしいということになると思っておりますが。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）御指摘いただいておりますところも含めて、さらに詳細な部分についてのも、実際に計画を立てて実行する中で、いろいろと課題……（発言する者あり）はい。総合計画においても、最初のこの走りの中では、いわゆる行財政の取り組み、あるいは第2期の総合戦略においても足並みをそろえてスタートをしていきたいと考えておりました。さらには、展開をすることで細かな計画部分については今後策定していくというところで御理解を賜りたく思います。よろしくをお願いします。

○議長（山本 芳昭君）そのほかございますか。
〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君）それでは質疑を終結いたします。
お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第12号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、議案第12号は、質疑までにとどめることに決定いたしました。

日程第12 議案第13号

○議長（山本 芳昭君）タブレット69ページから、日程第12、議案第13号、日南町国民健康保険出産費資金貸付に関する条例の廃止についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第13号、日南町国民健康保険出産費資金貸付に関する条例の廃止について。次のとおり、日南町国民健康保険出産費資金貸付に関する条例を廃止することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

概要につきましては条例の廃止ということではありますが、廃止の理由でございますが、出産育児一時金の医療機関への直接支払い制度の普及に伴いまして、出産費の貸し付け、基金からの貸し付けは必要性がなくなっておりまして、基金の設立目的の当初の目的は達成されているというふうな判断の中での廃止理由でございます。

この条例につきましては、令和2年4月1日から施行ということでありまして、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）失礼いたします。議案第13号について、若干追加の説明をさせていただきます。

条例の廃止につきましては町長提案説明のとおりでございます。この廃止に伴う基金の取り扱いでございますけれども、この廃止条例についてお認めいただいた上で、最終日を目途に取り崩しの補正予算を予定しております。取り崩した後は、国保の会計の中の財政調整基金への積み増しということによってこの基金を処理をさせていただければというふうに今予定しております。御承知いただきますよう、よろしくお祈りいたします。現在の基金残高は150万9,000円となっております。以上です。

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、議案第13号は、質疑までにとどめることに決定いたしました。

日程第13 議案第14号

○議長（山本 芳昭君）タブレット70ページ、日程第13、議案第14号、日南町交通安全指導員条例の廃止についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第14号、日南町交通安全指導員条例の廃止について。次のとおり、日南町交通安全指導員条例を廃止することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、いわゆる日南町交通安全指導員条例の廃止ということですが、理由ですが、交通安全指導員は現在、特別職、非常勤に分類されておりましたけれども、令和2年

4月1日から制度が開始されます会計年度任用職員制度では私人に分類されておるため、現制度が廃止となるためでございます。

施行期日ですが、この条例は令和2年4月1日から施行ということでございます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）議案第14号について、追加をして説明をさせていただきます。

条例廃止の趣旨につきましては、町長提案のとおりでございます。今回、特別職、非常勤という位置づけから外れるということになります。その関係で条例での規定を改めまして、今後、規則なり要綱なりというところで定めてまいる予定としております。また、これまで特別職、非常勤ということで報酬ということでの報酬の支払いをしておりましてけれども、新年度から、また新年度予算でも御説明いたしますが、私人、個人として委託をさせていただきます、報償費としての支払いを予定しております。よろしくお願い致します。

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第14号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、議案第14号は、質疑までにとどめることに決定いたしました。

日程第14 議案第15号

○議長（山本 芳昭君）タブレット71ページ、日程第14、議案第15号、日南町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第15号、日南町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について。次のとおり、日南町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めらるものでございます。

概要ですが、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関して定めるものがございます。具体的な内容ですが、会計年度職員のサービスの宣誓につきまして、任命権者の面前において宣誓書に署名する方法とは別に定めることができるものとするものがございます。先ほど申しました条例等ということですが、改正する条例ですが、日南町職員のサービスの宣誓に関する条例とあわせまして、日南町立学校教職員のサービスの宣誓に関する条例でございます。

改正理由ですが、会計年度任用職員のさまざまな任用形態や任用手続に応じまして、そのサービスの宣誓について別段の定めをできるようにするためでございます。

施行期日ですが、令和2年4月1日から施行ということでございます。よろしくお願い致します。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）失礼いたします。議案第15号につきまして、若干追加の説明をさせていただきます。

ただいま提案のとおり会計年度任用職員制度が4月から始まる関係で、サービスの宣誓に係る取り決めにつきまして別段の定めをすることができるということに変更させていただき、こちらについては取り扱い要綱等で定めたいとは考えておりますけれども、とりわけこの2年の4月には非常にたくさんの方が会計年度任用職員制度に移行されます。その中で、従来このサービスの宣誓というのが、町長面前で署名をして渡すというふうなルールになっておりますが、人数ということも考えまして、提出をいただくというふうな取り扱いに変えてはというふうな今考えております。また、1年ごとで任期が参りますので、再度の任用時にその都度宣誓をしていただくということについても若干省略をさせていただくようなやり方ができないかということ、また、宣誓書の内容について検討してはどうかというふうなことで、今現在、4月に向けて検討をしておるところでございます。いずれにしても、会計年度任用職員制度始まるに当たっての別段の定めというところを今検討しておるということで、よろしくお願い致します。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）4月から会計年度任用職員が始まるということでの、条例

を一部改正されたいということなんだけども、現在のサービスの宣誓の、さっき総務課長から説明がありましたけれども、それを具体的に別に定めることができるという項目なんだけども、一応この会計年度任用職員も地方公務員法にのっとった雇用になるわけですね、1年契約といえども。本来はやっぱり正職員と同じようにサービスの宣誓をすべきではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）もう既に質疑に入っておりますが、質疑を許しますので、続けて回答していただきたいと思えます。

木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）失礼いたします。議員おっしゃられるとおり、4月からは地方公務員法にのっとった職員さんということでも身分も変わってまいります。当然、サービスの宣誓は必要なことだというふうに考えております。町長の面前でお一人一人が署名をしてお渡ししていただくというところについては、なかなかできかねる部分もございます。会計年度職員さん、従来、臨時職員、嘱託職員さんも含めて、年度初めには年度初め式を行って、別に町長からも直接訓示をいただく会を設けております。その場において直接、御本人さんたちから署名をした宣誓を提出いただく、町長が受け取るというふうな形での宣誓を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）正職員の皆さんと会計年度任用職員のサービスの宣誓の仕方が変われば、やっぱり職場内に選別というか、そういう意識を変に醸成されるのではないかなというふうに私は危惧していますから、やり方はやっぱり正職員がされるような形を、正職員は初めて採用されたときだけですよね、最初のことだけです。1年ごとに再任用職員がどうかということはあるとは思いますが、逆に、新規採用の職員は宣誓のサービスされるわけだから、同じように、今後さらに検討を深めてもらいたいというふうに考えますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）おっしゃるとおり会計年度任用職員さんにも4月1日にそういった会がありますので、職員と同様なやり方ができるような形で検討してまいりたいと思えます。

○議長（山本 芳昭君）そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第15号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、議案第15号は、質疑までにとどめることに決定いたしました。

日程第15 議案第16号

○議長（山本 芳昭君）タブレット72ページから73ページ、日程第15、議案第16号、日南町監査委員条例等の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第16号、日南町監査委員条例等の一部改正について。次のとおり、日南町監査委員条例等の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、地方自治法等の一部を改正する法律によりまして、日南町監査委員条例等の一部を改正するものでございます。

内容ですが、条例内に引用する地方自治法の条項を改めるものでございます。いわゆる条項のずれを改めるという内容でございます。先ほどの改正する条例ですが、先ほど「等」という表現をしましたが、日南町監査委員の条例、そして日南町病院事業の設置等に関する条例、日南町簡易水道事業の設置等に関する条例、日南町下水道事業の設置等に関する条例が該当するものでございます。

施行期日ですが、令和2年4月1日から施行ということですので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第16号は、審議の都合により、

本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、議案第16号は、質疑までにとどめることに決定いたしました。

日程第16 議案第17号 及び 日程第17 議案第18号

○議長（山本 芳昭君）タブレット74ページから、日程第16、議案第17号、日南町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第17、議案第18号、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、以上、条例の一部改正関係2議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第17号、日南町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。次のとおり、日南町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準じまして、日南町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容ですが、期末手当の支給月数を3.35月から3.40月に引き上げるものでございます。期日ですが、令和2年4月1日から施行ということでございます。

続きまして、議案第18号、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。次のとおり、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準じまして、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容ですが、期末手当の支給月数を3.35月から3.40月に引き上げる内容でございます。この条例は令和2年4月1日からの施行でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君）これより各案に対する質疑を許します。

まず、議案第17号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）次に、議案第18号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第17号及び議案第18号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、議案第17号及び議案第18号は、質疑までにとどめることに決定いたしました。

日程第18 議案第19号

○議長（山本 芳昭君）タブレット76ページから78ページ、日程第18、議案第19号、日南町特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第19号、日南町特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。次のとおり、日南町特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例につきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律によりまして、日南町特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容ですが、いわゆる選挙に係る役職の皆さんの、いわゆる選挙長、投票管理者、

期日前投票管理者、開票管理者、投票立会人の5つの区分の役職につきましては、現行よりもそれぞれ200円ずつアップするという内容でございます。また、期日前の投票立会人と開票立会人、選挙立ち会いにつきましては、それぞれ現行の金額に100円をプラスするという内容でございます。この条例は公布の日から施行という内容でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第19号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、議案第19号は、質疑までにとどめることに決定いたしました。

日程第19 議案第20号

○議長（山本 芳昭君）タブレット79ページから80ページ、日程第19、議案第20号、日南町消防団条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第20号、日南町消防団条例の一部改正について。次のとおり、日南町消防団条例について、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、消防団員に対する費用弁償について増額をするものでございます。

内容ですが、水火災、その他の災害の場合、警戒の場合、訓練の場合、その他の職務に従事する場合の費用弁償につきまして、現在の費用弁償額3,000円という金額ですが、それを3,500円に増額するものでございます。それぞれ500円ずつの改正をさせていただきたいというふうに思っております。

近年、消防団員に係る役割というものは多くなっておりまして、10年以上も改正を現在してきてなかったという経過も踏まえまして、500円の増額の改正をさせていただきたいというものでございます。この条例は令和2年4月1日から施行ということの内容でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）失礼いたします。議案第20号につきまして、若干追加の説明をさせていただきます。

ただいま町長のほうから提案いたしましたとおり、団員の費用弁償の額の増額をこのたび改正をお願いするものです。こちらにつきましては令和2年度の当初予算にも影響してまいります。当初予算の予算審査の中で費用弁償の額の増額というふうな判断をさせていただいたとこでございます。団員報酬につきましては、年額の基本的な報酬と、それと1回当たり出動に対する費用弁償という2通りの報酬の支払い方をしております。基本報酬部分につきましては、平成24年度に一度若干の増額をしておりますけれども、費用弁償については長い間見直しをしておりませんし、24年からもう随分たっております。近年、消防団員の確保なかなか難しい中で、少しでも励みになるようにということで、今回、500円の1回当たりの費用弁償について増額をお願いをするものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、議案第20号は、質疑までにとどめることに決定いたしました。

日程第20 議案第21号

○議長（山本 芳昭君）タブレット81ページから、日程第20、議案第21号、日南町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第21号、日南町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正についてでございます。次のとおり、日南町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるところでございます。

概要ですが、災害救助法に定める応急修理の対象が一部損壊、被害割合が10%以上でございますが、そこまでに拡大され30万円を上限に支援金が支払われることになったため、鳥取県被災者住宅再建等支援制度の見直しが行われる。このため、町の同制度に当たっても支援の拡充を行うための所要の改正を行うものでございます。

被害割合が10%以上の世帯に支給されていた被災者住宅再建等支援金につきまして、国の制度が拡充され、被害割合が10%以上の世帯は30万円を上限に応急修理の支援が受けられるようになったことから、当面の間、町が行う支援につきましては国の支援が受けられないものに限ることとしました。なお、一部損壊10%未満に対する被災者住宅の再建促進資金につきましては、一律2万円であったところを、5%から10%未満につきましては5万円に、5%未満の住宅につきましては2万円に拡充して、段階的な支援を行うものでございます。施行ですが、この条例は公布の日から施行ということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）失礼いたします。議案第21号につきまして、若干追加の説明をいたします。

内容は町長が提案をされましたとおりですが、今回、昨年度の台風の大きな被害を受けまして、国の支援制度が従来20パー以上の半壊以上からの支援でした。それが一部損壊、10%以上のものにも国の支援が受けれるというふうな改正がありました。従来、この鳥取県の本条例の制度は、鳥取県、そして県内全市町村が同じ基準で制度をつくって基金を拠出しながら運用を行っている制度ですけれども、この国の制度の改正に伴いまして、県下で集まって協議をさせていただきました。その中で今回、国の制度の対象となる10%というところについて、国が補填をしたものについては国の制度を使っただけ、国が補填できなかった部分については従来どおり県や町で行うということ。それと軽度の被害となる5%以上10%未満、この部分については従来は10%未満は全て2万円でしたけれども、1段階設けて手厚い支援を行うということで、5万円という支援金のランクを新たに設けたということでございます。以上でございます。

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）この被災者の住宅再建の支援ですけれども、現在、この条例に基づいて事業を申請されて、事業が執行されている方はいられますか。事例を教えてください。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）現在、日南町内では事例は発生をしておりませんが、近年でいいますと、一昨年の中越後中部地震において、この新規制度を活用した支援が行われております。その関係がありまして、平成30年度末の基金残高が今約15億円ぐらいになっておりまして、県と町で合わせて20億円を目標として基金を運営するというので、しばらく各町の負担は20億になるまでは続くというふうに思っておりますけれども、その基金を維持しながらこういった事態に備えるという制度でございます。よろしくお願ひします。

○議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、議案第21号は、質疑までにとどめることに決定いたしました。

日程第21 議案第22号

○議長（山本 芳昭君）タブレット82ページから85ページ、日程第21、議案第22号、日南町営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第22号、日南町営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてでございます。次のとおり、日南町営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本

議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、民法の一部を改正する法律によりまして、日南町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部の改正及び日南町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部の改正を行うほか、所要の改正を行うものでございます。

内容ですが、具体的には入居募集の方法のホームページへの掲載を追加すること、あるいは連帯保証人の極度額の設定をするものでございます。いわゆる連帯保証人が保証する極度額を、入居時の契約家賃6カ月相当に設定するものでございます。また、遅延損害金等に関する利息につきまして、年5%と規定したものを法定利率に改めるものでございます。

改正する条例ですが、日南町営住宅の設置及び管理に関する条例及び日南町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例でございます。

施行期日ですが、この条例は公布の日から施行する。ただし、第1条中第11条第1項の改正規定及び第2条中第11条第1項の改正規定につきましては、令和2年4月1日から施行でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）今、保証人は1名ですよね、2名ですか。その人数と、私、公営住宅に入ったことがないのですが、それと、実際に今入居されている人が高齢のために例えば連帯保証人がとれない、なかなかとれないというふうな話もよく聞いて、国交省が実際には公営住宅の保証人をとらなくてもいいというふうな方向に、各地方自治体関係にもそういう通達を發出しているというふうに私は情報を得ているんですけども、今回限度額を設置することだけでも、実際に今入居していただける人が保証人を求めることについて、建設課が担当になるかと思いますが、どのような意見を伺っているのかという点について、ちょっとお聞きしたいと思います。保証人の人数と。

○議長（山本 芳昭君）財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）町の公営住宅に関する入居に伴って請書というものをつくりますが、今のところ連帯保証人は基本的に2名を添えて入居ということで手続を行っておりますが、議員おっしゃりますように、高齢だとか近親者がいないとか、そういった方、ほかでは外国人とか低所得者とか、そういったようなことで保証人が2名がそろえられないという場合が実際全国的にも起こってきております。町の場合は、基本的にはこれまでも住宅で亡くなられる方とか、そういったことがありますので、身元引き受けという観点からも、連帯保証人は最低1人というところで対応してるところです。

御指摘の国の方針というのは、先ほどの保証人をなかなか探せない、立てられないという方のために、セーフティーネットということで保証会社、保証事業のような形で仕組みをつくるというところで動いております。現在、県のほうからも鳥取県のあんしん賃貸支援事業というものがつくられてきておりますが、こういったことで、必ずしも連帯保証人という形ではなく、この賃貸支援事業とかいうものも今後取り組んでいくことを検討しなければならぬのかなという時期に来ております。

○議長（山本 芳昭君）それと、今入居している人が対象かというような質問もあったような気がしますが。

財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）今、入居されてる方々に新たなことを求めるかという点であります。今回の改正は、民法の一部改正が4月1日に起こることから関連する条例の条項を変えておりますが、基本的に4月1日以前の契約は従前のものが適用されるという形になっておりますので、今回は4月1日以降の新たな契約ということとなります。ですので、従前の方は従前というところですが、やはり連帯保証人の極度額につきましては青天井というわけにはいかないと思いますので、そういったものも照らし合わせながら、そこまで滞納させないというのが基本ではありますけれども、そういったものを、新しい民法も踏まえて、今後、公営住宅の運営に当たりたいというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君）7番、近藤仁志議員。

○議員（7番 近藤 仁志君）22条のところにあります、通常の使用による損耗しか生じていない場合についても畳縁の交換とかの費用も退去者が負担するというような文言に読んだわけですが、これは、何か自分の認識が違ってもいいかもしれませんが、通常の使用に際してできた、何か痛みぐあい、畳の欠けとかは含まれないというようなことが自分では認識しとったわけですが、そういう面でも退去者に費用を求めるということでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）この条項、22条の入居者の費用負担義務の件です。これま

で、従前に示しております畳の表がえとか、特に障子、ふすま、そういったものの張りかえというのは、基本的には退去のときにかえてもらうというのが基本的な運営をしております。まして、極端に短い、数カ月とか、そういった場合には現状を退去時に確認をして、不要なのか、どういうんですかね、免除するのか、そういったものを口頭で現場で立ち合っ決めております。ただ、じゃあ1年なら大丈夫なのか、そういったところでやはり使われている状態もありまして、現場ではなかなかトラブルになるというところで、原則、使用による損耗は基本的には入居者の負担というところを明記しております。ですので、運用において軽微なものは協議して免除するというところで扱いたいというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君）よろしいですか。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、議案第22号は、質疑までにとどめることに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時からといたします。

午後0時10分休憩

午後1時00分再開

○議長（山本 芳昭君）休憩前に引き続き会議を再開します。

まず、執行部から発言を求められていますので、これを許します。

木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）失礼いたします。午前中に議案の提案をさせていただきました議案第19号につきまして、お手元に今、紙でお配りをさせていただいておりますけども、議案の中で文字の脱落を発見をしていただき、御指摘いただきました。内容につきましては赤字で表示しておりますけども、議案本文の「次のとおり」から始まる部分の、非常勤職員とすべきものを常勤ということで「非」が抜けてございました。おわびをして、文字の脱落について修正をさせていただきたいというふうに思います。申しわけありませんでした。

○議長（山本 芳昭君）訂正していただきたいと思っております。

日程第22 議案第23号

○議長（山本 芳昭君）そういたしますと、タブレット86ページから、日程第22、議案第23号、日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第23号、日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正についてでございます。次のとおり、日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、水道法の一部を改正する法律によりまして、給水装置工事事業者指定の有効期間が定められたことに伴いまして、給水装置工事事業者指定の手数料について見直しを行ったものでございます。平成8年に創設されました指定給水装置工事事業者制度につきまして、新規の指定のみを今まで行ってきておりましたが、業者の休廃止等の実態が反映しづらい状態にありました。全国で無届けの工事や不良工事が発生したこともありまして、工事を適正に行うための資質の保持等を図るため、指定給水装置工事事業者の指定の更新制が導入されたこととなりました。更新は5年ごとに行われますので、新規登録時あるいは更新時の手数料等について見直しを行うものでございます。

具体的には、新規に指定するときのみ2万円としておりました給水装置工事事業者指定の手数料を改めまして、新規、更新時ともにそれぞれ1万円とする内容でございます。施行の期日につきましては、公布の日から施行ということでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号は、審議の都合により、

本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、議案第23号は、質疑までにとどめることに決定いたしました。

日程第23 議案第24号 から 日程第30 議案第31号
○議長（山本 芳昭君）タブレットの令和元年度補正予算書ファイルをお開きください。
日程第23、議案第24号、令和元年度日南町一般会計補正予算（第7号）、日程第24、議案第25号、令和元年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第25、議案第26号、令和元年度日南町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第26、議案第27号、令和元年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）、日程第27、議案第28号、令和元年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、日程第28、議案第29号、令和元年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第3号）、日程第29、議案第30号、令和元年度日南町下水道事業会計補正予算（第3号）、日程第30、議案第31号、令和元年度日南町病院事業会計補正予算（第3号）、以上、令和元年度補正予算関係8議案を一括議題とします。
各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。
○町長（中村 英明君）議案第24号、令和元年度日南町一般会計補正予算（第7号）で
ございます。

令和元年度日南町の一般会計補正予算（第7号）は次の定めるところによるということ
で、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億5,357万1,000円を
減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億3,776万6,000円とする
ものでございます。それぞれ第1表につきましては歳入歳出予算の補正を記載させてもら
っておりますし、第2条におきましては繰越明許費の補正をお願いするものであります
し、第3条につきましては債務負担行為の補正をお願いするものであります。第4条につ
きましては、第4表にあります地方債の補正を明記しておりますのでごらんいただければ
というふうに思っております。

内容ですが、予算現額が80億9,133万7,000円ですが、今回の補正で減額の
3億5,357万1,000円をお願いするもので、補正後の予算額が77億3,776
万6,000円をお願いするものでございます。

補正の主な内容ですが、歳入のほうですが、重立ったものを説明させていただきたいと
思います。町税ですが、300万円の増額を予定しております。町税の中の法人税割の実
績見込みということでの増額を予定しております。2番目に地方交付税ですが、今回
6,172万7,000円の増額を見込んでおります。いわゆる普通交付税の額の確定と
いうことによる増額であります。確定額が総額で25億6,172万7,000円を見
込んでおるところであります。あと、国庫支出金、県支出金の減額がありますけれども、
それぞれの事業の実績見込みということでの減額を見込んでおります。繰入金のほうも減
額ですが、1,485万5,000円を見込んでおりました。地域医療総合確保基金、繰
入金等の実績見込みによる減を予定しております。諸収入のほうもマイナスの1,248
万6,000円を見込んでおりました。プレミアムの商品券の販売収入の実績見込みによ
る減を予定しております。町債のほうも減額で1億9,210万円ということで、該当充
当事業の実績見込みによる減を予定しております。

歳出のほうであります。それぞれ今までの事業推進に当たった実績等によりまして
減額するという内容が主体的でありますけれども、重立ったものを増も含めて御説明させ
ていただきたいと思います。

一般管理事務ですが、110万円の増を見込んでおります。いわゆる選挙だとか60周
年の事業とかありまして、コピーの使用料の増額をお願いするものでございます。それと
民生一般の管理事務の中の福祉保健課の該当分ですが、マイナスの1,836万
2,000円を計上させていただいております。いわゆるプレミアムの商品券の実績見込
みによる減でございます。それと増額ですが、介護保険事業のほうで2,827万
2,000円を見込んでおります。介護保険とか介護サービス事業の特別会計への繰出金
による増でございます。それと、じんかい処理事業ということでもマイナスの1,339万
6,000円を見込んでおります。清掃センターの改修工事の精算による減額でございま
す。また、農業後継者育成対策事業としてマイナスの1,080万1,000円、就農条
件整備事業の補助金だとか、次世代人材投資資金の実績の見込みによりまして減を見込んで
おります。また、21世紀の水田農業確立対策事業ということで、マイナスの約
3,355万2,000円を見込んでおります。いわゆるがんばる農家プラン事業と農業

振興補助金等の実績見込みによる減でございまして、農地中間管理事業ですが、マイナスの
2,259万円の国調事業というところでございまして、国土調査事業というところでございまして、建設
課のほうです。国調事業というところでございまして、国土調査事業というところでございまして、建設
見込んでおられるところを計上させていただきます。それと森林保全総合対策事業ということで、マイナスです
が、1,300万を計上させていただきます。高性能機械の林業機械のリース支援
事業ですが、実績見込みによる減額を見込んでおられます。それと防災対策事業として、マ
イナスですが、1億300万円を見込んでおられます。いわゆるデジタル防災無線事業の関
係の実績見込みによる減額でございまして、あと、総合文化センターの管理事務としまし
て、△ですが、1,000万を計上させていただきます。いわゆるエレベーター事業だ
とか、喫茶室の改修の事業の実績見込みということによって上げさせていただいてお
るところです。また、社会体育施設管理運営事務ということで、マイナスですが、1,600万を計上
させていただきます。北の原の駐車場整備事業の内容変更に伴う減額でございま

す。主なものを申し上げます。
なお、今回、一般会計の補正予算の中で、第3表に債務負担行為の補正というのがある
というふうに思っておりますが、今、事務推進上で誤りがあったということで報告を受け
ておりました。担当者認識の誤りであったり、組織上でありましたらチェック的な機能
の甘さだったなというふうに思っております。私のほうからも深くおわび申し上げます
とともに、今年度も研修等やりましたけれども、さらにも来年度も徹底した会計等も含めた
職員研修に努めていきたいというふうに思っておりますので、どうぞ御理解いただければ

と思っております。
続きまして、議案第25号、令和元年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第3
号）でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,925万8,000円
を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,774万5,000円とす
るものでございます。

主な補正として、歳入でございますが、県支出金が2,656万7,000円の増額で
ありまして、繰入金を△の741万1,000円にするものでございます。歳出のほうで
すが、一般管理事務としまして、職員給与費の減額ということで△の345万9,000
円を見込んでおられますし、保険給付事業として、いわゆる実績見込みの増額であり
ますが、1,600万円をお願いするものでありますし、また、病院の運営整備事業とい
うことで、1,049万7,000円の増額をお願いするものであります。いわゆる病院会
計への繰入金ということでありまして、あと、保健衛生普及活動事務としまして、△
ですが、385万円ということで、人間ドックあたりの委託料に伴う保険給付の負担
金の実績によりまして、△の減額を見込んでおられるところでございまして、

続きまして、議案第26号、令和元年度日南町介護保険特別会計補正予算（第3号）で
ございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ699万9,000円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,298万7,000円とする内容でござ
いまして、

主な補正であります。歳入であります。保険料を666万1,000円の増。あ
と、国庫支出金が964万6,000円を増額しております。なお、支払い基金の交付
金、あるいは県支出金のほうは減額であります。歳出のほうで、保険給付事務、そ
れぞれの区分がありますが、実績見込みによりましてそれぞれ増減があるところで
ありますが、合わせまして国、県の支出金の過年度分の返還事務ということで867
万4,000円が確定しておりますので、返還するという内容を含んでおられるところ
でございまして、

続きまして、議案第27号、令和元年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第
2号）でございまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ241万円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,113万3,000円とするものでござ
いまして、

主な補正ですが、繰入金のほうで2,505万2,000円の増。諸収入ですが、マイ
ナスですが、2,746万2,000円を歳入補正をさせていただきまして、歳出のほうで
すが、居宅介護事業ということで、あかねの郷の増築工事の精算による減額とい
うことで、△の241万円を含む内容でございまして、

続きまして、議案第28号、令和元年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3
号）でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ650万円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,042万1,000円とする内容でござ
いまして、

主な補正の内容ですが、保険料を250万円、諸収入を400万円の増額を見込んでお
られるところでございまして、あわせて歳出のほうで、後期高齢者の医療広域連
合納付金

を250万円、それと保険料の還付金ということで400万円、冒頭御挨拶のところを御説明させていただきます。ただ、第2条に記載ありますが、繰越明許費のほうを第2表のほうで明記させていただきます。なお、第2条で記載ありますが、繰越明許費のほうを第2表のほうで明記させていただきます。なお、第2条で記載ありますが、繰越明許費のほうを第2表のほうで明記させていただきます。

続きまして、議案第29号、令和元年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第3号）でありますが、内容でございますが、収益収入と支出の関係でございますが、簡易水道の事業収益のほうを、△ですが534万4,000円を見込ませていただいております。内容的には給水の収益がマイナスの205万9,000円ということで実績見込みを上げておられます。また、資本費の繰り入れ収入ということで、△ですが276万3,000円を見込んでおられます。起債の償還の支払い利息の減というのが内容でございます。なお、簡易水道事業の費用のほうでございますが、補正額が410万円を見込んでおられます。主な支出の内容でございますが、光熱水費が80万円の増を見込んでおられますし、修繕費のほうを80万円の減ということを見込んでおられます。また、先ほども収入のほうでも申し上げましたが、支払い利息のほうで△ですが563万5,000円を見込んでおられます。事業の繰り越しであったり利率変更ということでの支払い利息の減の内容でございます。また、消費税の関係も△ですが150万5,000円ということで、申告消費税の額の確定による不用額であります。

続きまして、資本的支出のほうですが、補正額を9万円見込んでおられます。内容ですが、工具の器具及び備品という科目ですが、1万9,000円の減ということで、実績によるものと、企業債元金償還金ということで10万9,000円ということで、借入利率の変更による増額を見込ませていただいております。

続きまして、議案第30号、令和元年度日南町下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。主な内容でございますが、収益的収入支出の関係で申し上げますと、収益は△の56万3,000円を見込んでおられます。

主な内容ですが、いわゆる他会計の補助金が△の16万7,000円、事業費分の減額とあわせまして、長期前受け金の戻入、戻し入れですが、△の39万6,000円ということで、国庫補助金分の減額を見込んでおられます。費用のほうでございますが、総額が△の403万2,000円を見込ませていただいております。内容ですが、光熱水費等のポンプ場であったり、処理場の光熱水費ですが、実績による増額を見込ませていただいておりますし、支払い利息のほうも、企業債の利息ですが△の16万7,000円を見込んでおられます。また、消費税の関連で申し上げますと△の289万4,000円を見込んでおられます。申告による確定の不用額による減でございます。

続きまして、資本的収入支出のほうでございますが、資本的収入で補正額が△の580万8,000円を見込ませていただいております。主な理由でございますが、企業債が△の360万円、それに伴いまして、事業実績に伴いましての補助金等の減額ということで、浄化槽の整備事業の確定によりましての内容を計上させてもらっております。資本的支出のほうですが、△の580万7,000円ということで、主な内容ですが、浄化槽の設置工事の確定によりましての△の580万8,000円を見込ませていただいております。

続きまして、議案第31号、令和元年度日南町病院事業会計補正予算（第3号）でございますが、主な内容でございますが、収益的収支のほうで申し上げますと、病院事業収益ですが、全体で414万9,000円を見込ませていただいております。

主な内容ですが、保健事業で国庫補助金の金額の申請によりまして増額となっております。また、同特別交付金対象機器の購入費の減によりまして、県の補助金の減額を見込んでおるところでございます。費用のほうでございますが、収益のほうと同額であります。414万9,000円を見込んでおられます。内容でございますが、入院実績に伴いまして、委託経費だとか賃借使用料によりまして研究研修費、消費税の増額という内容のものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出の内容でございますが、資本的収入が今回補正額で△の362万2,000円を見込ませていただいております。内容的には、国庫補助金の申請によりまして増額となりました。あるいは対象機器の購入費の減ということであります。また、あわせて企業債の金額の減額を整理させていただいたところでございます。具体的な数字を申し上げますと、国庫補助金につきましては558万3,000円のプラス、県補助金が△の40万5,000円、病院施設の改良事業債ですが△の840万円、機械備品の整備債ということで40万円の減額を見込ませていただいております。

続きまして、資本的支出のほうですが、今回の補正額が△の178万4,000円を見込ませていただいております。いわゆるナースコールの設備更新工事だとか、エッ

クス線のポータブルの撮影装置、これの契約によりましての減額という内容でございます。

以上、補正予算関連の説明を終わりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）失礼いたします。私のほうから補正予算の議案につきまして、若干追加の説明をさせていただきたいと思っております。

まず、議案第24号、一般会計補正予算（第7号）でございます。町長の説明がありましたとおり、予算書第2条、3条、4条にそれぞれ繰越明許費、債務負担行為補正、地方債の補正が規定をさせていただきます。こちらについて説明をさせていただきたいと思

まず、タブレット6ページの繰越明許費につきましては、本日、皆様方の机の上に紙ベ一スで第2表を補完する形の資料をお配りしております。予算書のほうでは事業名としかかございせんけれども、事業内容がわかるものということで、事業内訳として事業内訳書をつくらせていただき、それぞれの事業費、金額を記載をさせていただいております。個々に簡単にではありますが、説明をいたします。

まず、上からタウンズネット管理運営事務、こちらにつきましてはTOWNS-NETの光化事業の工事でございます。工事費4,500万円、こちらにつきましては全協等でも説明をしておると思っておりますが、宅内工事について、住民の方との工事日程の難航により年度内完了が見込めなくなったということで、必要額を繰り越させて実施をさせていただ

続いて、農業費の経営所得安定事業、阿毘縁地区の基盤整備事業の負担金でございます。285万円、こちらにつきましては、阿毘縁地区の基盤整備の入札が不調によりまして落札業者が年度内に決定、契約できない状況だということで繰り越すものでござい

ます。続いて、同じ事業ですが印賀、白谷地区の県営土地改良事業の調査費の負担金でござい

ます。こちらにつきましては364万ということですが、印賀地区につきましては相続関係の土地の関係で、関係者との連絡調整に時間を要しておるということ。また、白谷地区につきましては地籍調査に係る境界測量作業が若干おこなわれているということで、調査の

ほうがおこなわれているようでございます。続きまして、農用地総合整備事業につきましては686万ということでございますけれども、こちらは県営の土地改良事業でございますが、こちらの委託料、報償費、需用費等が

執行できない状況ということで繰り越させていただくようでございます。続いて、国土調査事業5,570万円、こちらにつきましては先般、国の補正で前倒し

とい

ますか補正予算をいただいて、年度内に発注事務を進めておるところでございます。令和2年度予算とあわせて執行を進めたいというふうに思っております。続きまして、林業一般管理事務200万です。こちらは森林経営管理法の施行に係る調

査委託料というこ

とで、森林組合さんをお願いしてる事業について、若干おこなわれているということで繰り越させていただくものです。続いて、林業成長産業化モデル事業のうち、7,500万につきましてはFSC製品流通

拡大事業の補助金でござい

ます。こちらにつきましては本日、町長のほうからも挨拶の通中でありましたとお

り、日南大建さんの工事発注が先般なったということで、7月末の完成を目指して現在事業を進行しております。続きまして、木材団地の造成事業6億699万2,000円、こちらにつきましても、団地造成用地交渉等について現在おこな

わります。2年度への繰り越しの上で執行をお願いをするものでござい

ます。続いて、同じくモデル事業のうち委託費でござい

ます。水源地の調査、こちらについても、これまで御報告させていただいてお

りますとお

り、木材団地の水源が不足をしておるということで、電気探査による水源調査を実施をさせていただく予算を2年度にわたってお願いするもの

です。続いて、町造林事業5,554万でござい

ます。こちらは元年度予定しておりました町有林の皆伐新植事業または間伐事業につきま

して、年度内完了困難ということでの繰り越しでござい

ます。続いて、治山事業につきましては、単県小規模急傾斜地の崩壊対策事業でござい

ます。こちらにつきましても、福寿実、神福地区工事費、用地費、補償費含めて2年度への繰り

越しをお願いするものです。林道新設改良事業1億3,152万5,000円でござい

ます。こちらにつきましては、林道3路線でござい

ます。林道内方線、委託費、工事費、林道船通山線の落石対策に

関する工事費、窓山線、県営でござい

ますけれども、こちらの県への負担金、それぞれの事業を繰り越して実施をいたしたいと思

います。続いて、町道の維持管理事業でござい

ます。5,830万、こちらにつきましては落石

対策事業として、町道奥粟谷線、佐木谷虫尾線、それぞれの工事費、用地費に係るものでございます。道路新設改良事業につきましても、町道霞福塚線の工事費、用地費、補償費、内方線に係る工事費を繰り越すものでございます。

それから、住宅管理事務で688万円、こちらにつきましてもカンファート団地の修繕工事を予定をしておりましたけれども、2年度への繰り越しをお願いするものです。

続いて、生涯教育総合推進事業につきましても、町史編さん事業の印刷製本、発送の部分の委託を、こちら2年度6月末ぐらいまでに完了予定ということでの繰り越しての実施をお願いするものです。

続いて、文化センターの管理運営、エレベーターの改修事業でございます。こちらにつきましても発注が年度末になって、2年度中での完成を見込むということをお願いするものです。

最後に、社会体育施設、北の原駐車場の整備事業、こちらにつきましても事業整理に時間を要しておりましたが、このたび急いで発注をして早期完了を目指したいというふうに思います。

以上、たくさんの項目になりますけれども、合わせまして11億9,410万9,000円という大きな繰り越しになります。どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、第3表、次のページ、7ページになります。こちらにつきましても、債務負担行為の補正でございます。

まず、上段の表、追加分としまして日南町グループウェア更改業務でございます。期限は書いてございまして、限度額を850万。また、下の表、変更部分でございますが、町営バス運営管理委託料、補正後が限度額が1億8,500万円と、限度額の増額をお願いするものです。下段の農政事務支援システムリース料につきましても、債務負担の期間が令和2年から従来の5年から6年に1年度延びまして、限度額のほうも680万ということをお願いするものでございます。こちらにつきましても、先ほど町長のほうから謝罪を行いましたけれども、下段の変更部分については既に契約を執行して業務も始まっておりまして、債務負担の限度を超えての長期契約となっております旨、お断りをさせていただきたいというふうに思います。また、上段の追加のグループウェアの更改業務につきましても、既に入札を執行しております。契約はまだでございますけれども、債務負担、今回お願いするものを前提とした入札を執行しております。この3件につきまして再度おわびをさせていただいて、御審議いただきますように、どうぞよろしくお願いをいたします。大変申しわけありませんでした。

続きまして、次ページ、地方債の補正、タブレット8ページでございます。まず、追加のほうでございますが、緊急自然災害防止対策事業債、限度額を3,350万とするものです。起債の方法、利率、償還の方法については記載しております。こちらにつきましても、財源のみの今回補正をさせていただいております。一般財源から起債への財源振替の内容でございますが、内容としましては、単県の小規模急傾斜の県の事業でございますが、これが従来、補助裏に起債が使えないというルールがありましたけれども、このたび防災・減災の3カ年事業の中で、この緊急自然災害防止対策事業債というのが昨年度よりできております、令和元年度からですか。この起債が今回、今年度からこの小規模急傾斜の事業の補助裏に使えるということになりました。つきましては、一般財源からこの起債に振りかえて活用をさせていただきたいということで、今回、地方債の補正をいただくものでございます。

下段につきましても、今回変更として緊急防災・減災事業債、それから災害復旧事業債、過疎対策事業債、そして過疎のソフト、それぞれにつきましても補正後の限度額にそれぞれ緊防債が7,350万、災害復旧事業債が1,250万、過疎対策事業債が12億5,160万、過疎地域自立促進特別事業、ソフトですが1億4,570万に補正をするものでございます。総額では減額の2億2,560万となります。こちらにつきましても事業実績、精査によりまして今回の最終補正に伴う起債額の減でございます。追加分も含めまして、差し引きが1億9,210万円の起債発行の減額となります。御報告いたします。

それと、もう1点は、議案第28号、日南町後期高齢者医療特別会計の補正予算（第3号）でございます。こちらの第2条に繰越明許費を計上させていただいております。こちらについて、タブレット89ページになりますが、繰越明許費の第2表をつけております。こちらにつきましても、町長ほうから補正内容の説明ございましたが、このたびの後期高齢者医療連合の保険料の過徴収に係る返還金の事務に係るものでございます。このたび日南町が返還する部分の保険料、それと加算金を400万計上させていただいておりますけれども、この保険料の返還事務にこのたび補正をいただいておりますけれども、実態として、後期高齢者医療ですので保険者の方が既にお亡くなりになられてる方がかなり

の割合であるということ、返還事務にも時間を要するというを前提に繰越予算をさせていただきながら、できるだけ早い返還事務を進めたいというふうに考えておりますので、繰り越しについてお認めいただけますようによりしくお願いいたします。

私のほうからの説明は以上です。

○議長（山本 芳昭君）これより、各案に対する質疑を許します。質疑は議案ごとに行います。

まず、議案第24号、令和元年度日南町一般会計補正予算（第7号）から質疑を行います。まず、6ページ、繰越明許費の補正につきまして、それから7ページ、債務負担行為の補正について、そして8ページ、地方債の補正について質疑を受けたいと思います。

これより質疑を許します。

まず最初に、6ページ、繰越明許費補正について質疑ございますか。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君）繰越明許の説明のほうをいただいたわけですが、多くのものでございまして、あるいは事前に全協で情報をいただいたりしたようなものでございまして、その中で、ただ、カンファット団地の修繕工事、こちらにつきましてちょっと確認をさせていただきたいと思っております。当初予算で3戸分が見込まれておりました、全額が繰り越しということになっております。その理由というのがどのようなものかということをお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君）財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）最初にカンファット団地ですね。今回、カンファット団地の屋根の修繕ということ、31年の当初予算で工事費として688万円を計上したものを全額繰り越しするということになっております。当初予算の編成の中で、これ以外にも委託料として長寿命化計画ともろもろの修繕設計を委託を予算要求いたしました。そのあたりは建設課の職員の中で対応するということ、予算の査定が落とされております。ただ、実際、建築絡みの設計積算というのは、やはり専門的なところが必要でして、他の課の建築物に関しては、大抵設計施工管理がついてるところで、正直、うちの職員では無理だったというのが実情です。ただ、そうしても実際、長寿命化に伴う修繕計画というのは当初の予算でカンファットの住宅の屋根から始めていこうということで、昨年の当初には御説明したとおりであります。今、実際は設計積算は難しいので業者のほうへ見積もりを数社徴集して、それで実施していこうということで動き始めてます。実際、それが年度内完了が難しいというところと、あと、この時期です。ことしは雪は少なかったですけども、やはり执行的には気候が落ちついた春先とかそういったところで実施したいということで、今回は繰り越しをお願いしてるところであります。

○議長（山本 芳昭君）6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君）先ほど設計積算の業務が建設課ではできないということで、その設計については、これは31年度、今年度の令和元年度の事業ではなくて、新年度予算で確保するということでしょうか。どちらの予算になりますか。

○議長（山本 芳昭君）財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）設計につきましては職員では難しいということですので、今、業者への見積もりということで施工費をトータルして発注に伴う見積もり依頼をしております。ですので、実際は職員が設計しないと、専門の施工業者さんの見積もりによって設計書を組みまして発注をしたいという考え方にしております。

予算的には、このおくれで次年度、2年度の当初予算にも絡みますけども、施行時期がずれるとということで、2年度のほうは今度未計上で留保というふうに予算上は取り扱っております。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）多額の繰越明許費の計上でありますけども、この21事業のうち、支出負担行為がされているものはどの事業でしょうか。支出負担行為がされているものとされていないものをちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）今ここで正確にお答えすることができませんので、資料をつくらせていただいて御提示したいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）支出負担行為がしてないものは、もう不執行で、今現在、不執行であるというか、未執行であるというふうに理解をいたしますので、よろしくお願いいたします。その中で教育費の生涯教育総合推進事業、町史編さんの1,326万円ですが、これのうち支出負担行為がされている金額は幾らですか。

○議長（山本 芳昭君）村上教育次長。

○教育次長（村上 伴樹君）失礼します。この町史編さんの事業ですけれども、1,326万のうち、支出負担行為は今現在全てできておりません。支出負担行為ですよ。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）重ねて聞きますけども、全てしてないっていうことはあり得ないわけですよ。昨年の8月に行政と1,789万6,000円で委託契約されておりますよね。いわゆる委託契約した時点で支出負担行為がなされたというふうに理解をいたしますが、その辺の予算額のやりくりが非常にわかりにくいです。30年度当初で1,296万円、校正編集業務で計上されました。その6月に1,200万円債務負担行為をして、8月に1,789万6,000円で契約をされております。去年の3月の補正で1,296万繰り越しをされております。31年度当初予算でまた1,200万円当初予算がつけられておるという状況で、1,326万円の繰り越しということなんですが、支出負担行為の経過と、今現在の予算の残額といましようか、未執行の額について改めて説明をいただきたいと思っております。

○議長（山本 芳昭君）村上教育次長。

○教育次長（村上 伴樹君）失礼します。平成30年度から繰越明許をしました、いわゆる1,296万については負担行為をしております、そちらのほうは。今年度当初で予算をありました1,200万と、あと全国発送料、あと町内配本委託料、こちらのほうはまだ負担行為のほうは起こしておりません。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）そうしますと、去年の6月に債務負担をされたものについては執行がされていないということなんですよ。そうなりますと、じゃあ、契約はどの金額でされたんですか。30年度の予算の範囲内でされたということなんですか。

○議長（山本 芳昭君）村上教育次長。

○教育次長（村上 伴樹君）失礼します。契約のほうは、去年の9月に1,932万7,680円の額で契約をしております。当初、30年度の予算につきましては1,296万のほうを計上させていただき、6月に債務負担行為で1,200万、6月の議会のほうで認めていただいております。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）そこまでのお話は私が説明したとおりなんですよ。だけど、契約、この債務負担をされた1,200万は、支出上どうなるんですか、ちょっと総務課長。契約はそれも含めて契約されておるんですよ。すると、現在、1,326万の繰り越しということなんですが、実際にはもう支出負担行為がされとるのは、それは支出負担行為があろうがなかろうが繰り越しはできるんでいいんですが、実際の支出ってのはどれだけされてますか。契約時点で幾らか払われる、あるいは中間払いをされておるといようなことはないんですか。

○議長（山本 芳昭君）村上教育次長。

○教育次長（村上 伴樹君）済みません。支払いのほうですけれども、支払いは、今年度末での出来高払いということで支払いのほうはさせていただくことになっております。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）これまで支払いがなかったということなんですが、今年度末の支払いが終わった時点で1,326万円が繰り越しになるということになりますと、実際1,296万円余りしか業者には支払われないということなんです。

○議長（山本 芳昭君）村上教育次長。

○教育次長（村上 伴樹君）議員言われたとおり、今年度は1,296万円の支払いをし、1,326万円を繰越明許をするということになります。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）じゃあ、ちょっと調べてきておりませんので伺いますけど、この30年6月の債務負担行為の期限はいつまででしたか。

○議長（山本 芳昭君）村上教育次長。

○教育次長（村上 伴樹君）済みません。今、手元の資料等で確認することはできませんので、また後日報告をさせていただけたらと思っております。

○議長（山本 芳昭君）債務負担か、今すぐできんのかな。休憩とって調べたほうがいいんじゃないかな。いいですか。

それでは、8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）ちょっとあれです。歳入のことをちょっと確認したいと思っておりますが、繰越明許をいきなり言われたから……。

○議長（山本 芳昭君）済みません、今、段階的に。

○議員（8番 久代 安敏君）歳入のことで地方交付税と森林の譲与税のことについてお聞き……。

○議長（山本 芳昭君）今は繰越明許費の補正を先に質疑を受けたいと思います。それがなかったら次に質疑をしてください。

繰越明許費の補正について質疑。

9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）出てきました。30年6月議会で、1,200万は、期間は平成31年度となっております。ということは、今年度中に支出がされないと負担行為が無効になるということになると思いますが、これを2年度に支払いをするってことはできるんですか、変更する必要があるんじゃないですか。ですから、30年8月に契約されたこと自体は問題ないと思いますよ。1,200万は、ことしの3月31日でもう債務負担行為は切れてしまいますが、どうなんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）済みません。確認がとれませんが申しわけありませんが、今おっしゃる内容でいいますと、平成31年、すなわち元年末までしか債務負担はとってなないということですので、今回その債務負担行為分も含んでといいますか、分を繰り越しをさせていただくということをお願いをしておりますというふうに理解をしております。

○議長（山本 芳昭君）2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君）非常に、債務負担行為、繰越明許、このあたりは難しいところでありまして、特に感じておるのは、繰越明許をした事業についてなかなか詳しい情報が議会にだけない。当年度予算については逐次、全協、常任委員会等での報告もありますけれども、明許関連事業についても今後、進捗についてお示しをいただきたいと思いますが、どうでしょうか、総務課長。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）どういう形がいいのかということも含めて、協議させていただければというふうに思います。（発言する者あり）

○議長（山本 芳昭君）繰越明許、はい。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）林業費の成長産業化モデルの6億699万2,000の木材、あそこの大建の関係の造成の用地の進捗状況、当初予算に、これも用地のこともかなり議論になった経過があるけれども、実際に地権者の方等との交渉の過程はどうなってるのか。常任委員会でも再々お聞きした経過がありますけれども、改めてその後の経過をお聞きしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君）木材団地の造成事業の進捗状況につきまして、御報告申し上げます。

予算のほうは、現在この事業につきましては執行がない、負担行為のほうは打っていない状況でございます。用地の関係のことにつきましては、先週に地元と協議を行いまして、集落のほうに集まいただきました。出席者が7名だったかと思いますが、事業を進めるに当たり同意をもらいまして、個別に用地交渉のほうをさせていただくというようなお話をさせていただきました。まだ個別に金額等を提示した用地交渉のほうは行っておりませんが、今後、早急に各該当される用地の所有者の方に、金額等々含めて用地交渉のほうしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君）そのほかございますか。

2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君）あわせて聞いておきたいと思いますが、これまで議会の議論の中で、国土調査法、地籍調査について、お金がないだという話がたくさん出てまいりました。今回、5,500万ですか、繰り越されるということですが、その理由についてはどういうことであつたのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）国土調査事業の5,570万の繰り越しにつきましては、令和元年度の国の補正予算で追加で配分されたということです。これは、昨年度の30年度の補正にも前倒し予算ということで、令和2年度の事業実施予定だったものを補正予算としてこの時期に、今、補助金の手続きをしておりますが、交付決定を受けると。当然3月に発注しても事業が終わらないということで繰り越すということですので、そうした補正予算を取り込んで事業費を確保して、国土調査、地籍調査の事業を進めるという考え方に立って、昨年度からそういった形で進めております。2年前は認証の遅延で予算が抑制されたこともありまして、そうしたことを、とれる予算を確保しながら進めてまいりま

すので、予算がつく時期に応じてこういった繰り越しも必要なことの手続として捉まえていただければというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君）2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君）今、わかりやすく説明していただいたわけですが、地籍調査は、遠くを見て、いわゆる一点を探すという作業で、こういった葉っぱのない時期にやるほうが効率が伸びると言われております。夏の生い茂ったときになかなか、くい一本探すのも大変なわけですが、そこら辺のバランスを考えて、事業進捗を当たっていただいたほうがいいではないかと思いますが、そこらについてはどうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）確かに、時期的には春先にくいを探すなり、境界土石を探すなりというのはすごく有効なことですが、これ自体は国の予算の状況。実際、この前倒し予算も、国土強靱の3カ年予算の中の一角であります。こうしたものが次年度以降、続くようでしたら少しでも早く事業に取り組む。実際、この地籍調査の事業は、年度が終わりますと業者さんが多少余裕があるということですので、そういったところにも仕事が張りつけられるように、そうしたものを国の予算の動向を見据えながら進めていきたいというふうに考えます。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）ほかの項目でもいいですか。

○議長（山本 芳昭君）はい。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）歳入の全般で。

○議長（山本 芳昭君）まだ、そっち行ってないんですけど。ちょっと待ってください。そうしますと、繰越明許費の補正については質疑ございませんか、よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）続きまして、7ページ、債務負担行為補正について質疑ございませんか。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君）債務負担行為の補正でございますが、冒頭、町長のほうからは事務執行の誤りということでは言われませんでしたし、総務課長のほうは、追加でありますグループウェアの更改業務、これについては入札のみを行った状態であるというふうに説明があったわけですが、ちなみに、この入札に当たりまして、もちろん機器の使用とかシステムの云々というようなことは資料には書いてあると思うんですけども、支払い条件、これってというのはどういうふうな形で明記されておりますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）失礼いたします。お尋ねの支払いにつきましては、一月分ごとの後払いという形で使用しております。

○議長（山本 芳昭君）6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君）結局、要は全体の金額が分割払いというか、翌年度以降も複数年にわたって支払われるということだと思っておりますが、この入札、結局予算の裏づけがない中で入札をされた。ただ、まだ契約には至ってないというところがございます。変更であれば、確かに若干間違いがあっても、金額が足りなかったよということでもこのよう補正が出てくる場合もあると思うんですけども、これは支払い先、相手先が決まった中での変更であります。ところが、この追加に当たってはまだ契約行為が行われてないということになりますと、やはりここはちょっと立ちどまっていただいて、予算を承認した後、再度契約に向かわれるっていうのが正論ではないかと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）失礼いたします。議員御指摘のとおりでございます。ただ、予算というものがやはりあっての執行という部分においては、十分な反省を踏まえて今後につなげ、努めたいと思っております。このあたりは、何にせよ債務負担行為をお認めいただいてからすべきものと考えております。

○議長（山本 芳昭君）そのほかございますか。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君）ないようでしたら、続いて、地方債補正について質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君）ないようでしたら、続きまして、126ページからの補正予算説明資料に沿って、各課ごとに質疑を許します。

初めに、127ページから130ページ上段、総務課について質疑を許します。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）ちょっと総務課というよりは、歳入について。地方交付税について。いつも3月定例会に特別交付税が確定しますよね、会期中に。今、29億1,172万7,000円となっていますが、補正を入れて。これは、地方交付税の最終確定かどうかという確認と、それともう1点、森林環境譲与税は、昨年春の定例会の中で日南町森林整備基金というのを、その基金をあえて基金条例をつくられたわけですよね。当初予算では、基金は積み立ては行われてないわけだけども、森林環境税も一般財源ですから自由に使われればいいんだけど、あえて昨年春に日南町森林環境整備基金をつくられたこととの整合性を、当初、譲与税が入ることを前提に、その基金の有効活用をということとを執行部の皆さんが説明されておったような気がしておりますので、どのような考え方なのかというふうにお聞きいたします。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）御質問のまず1点目、地方交付税の予算額でございますけども、今現在、今回の6,172万2,000円の増額につきましては、普通交付税分の確定に伴う増額でございます。当初、25億ちょうどもを見込んでおりましたものが、25億6,172万7,000円ということでの補正でございます。特別交付税については、例年、3月の最終日に合うような形で大体決定が来るつもりでございます。予算上では今現在、当初予算どおりの3億5,000万のままでございます。最終日にできれば増額での補正予算ができることを希望しております、という状況です。

また、森林環境譲与税の関係、それと、いわゆる基金の考え方でございますけども、基金運用の仕方につきましては、今、担当課とも話をしておりますのは、譲与税交付がある当年度には使途を明確にした上で予算化をして、当年度分で執行するものは使う。翌年度、決算ベースで余った、使わなかった譲与税交付金の部分を基金に積んでいく。そういったことを繰り返して運用していこうかというふうにお考えしております。ちなみにですけども、森林環境譲与税の関係、若干昨年度からの台風被害等がありまして、森林整備が急務であろうということ、令和2年度分から、ことしの税額のほぼ倍の金額が入ってくるということで、当初2033年度から全額の配分となる予定も、これも前倒しとなって2024年には満額、ほぼ9,000万が交付されるというふうなことで、譲与税の配分も前倒しとなる予定になっておりますので、基金運用も含めて明確な使途を示しながら使っていきたいというふうにお考えです。

○議長（山本 芳昭君）いいですか。

そのほかございますか。

9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）済みません。後から発言しようと思っておりましたが、久代議員が譲与税の、あるいは基金のことを発言がありましたので、関連しますのでお聞きしますが、総務課長が説明されたような運用の仕方ではいいと思いますが、森林環境譲与税の使い道として、やっぱりその森林整備なり木材の利用に関するに使うということが法律に明確にしてあって、昨年の説明ではアカデミーの運営事業に使うということだったんです。先ほど言われたように一般財源なんで、一般財源しか表現がありませんけども、その入ってきた環境譲与税の使い道が、決算では示されるのかもしれないけれども、もう少しわかりやすく提示をしていただいたほうがいいのかなと思っております。

それと、総務課の関係で129ページの、いわゆるデジタル防災無線の関係で総務課長からも説明がありましたけども、当初予算1億7,500万に対して1億円の減額ということ非常に減額率が高いわけですけども、先ほど言われたような無人の家につける必要がなくなったということは理解できますが、基本的に予算の見積もりが多過ぎたのか、多くの落札減があったのか。ちょっともう少し説明いただきたいと思っております。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）前段の森林譲与税の使途につきましては、国からも明確にとということが求められておりますし、予算編成、または予算説明の中でもしっかり説明をしていきたいというふうにお考えしております。

また、総務課のデジタル防災無線の工事費、委託費の補正でございます。議員御指摘のとおり、大きな減額予算になっております。これ2カ年事業で実施をしております。当初での平成30年度で2カ年分を一括発注をしております。その発注時点での入札減が、落札率がおおよそ70%ということで、大きな請負差額も出ておるのも実際でございます。その中で、2カ年の事業の中で、きょう変更の内容でも説明しました、設計の中では大丈夫だと思っておりましたJ-ALERTとの連携が実はできなかったとか、そういったことが実際やる中で出てくるだろうという想定で、ある程度余裕を持った予算は組ませ

ていただいております。そういったものも全て含んで、今回、最終精算で事業を確定しましたので、不用になったものを改めて減額させていただいたものでございますので、御理解いただきますようよろしくお願い致します。

○議長（山本 芳昭君）よろしいですか。

次に、130ページ下段から132ページ上段、企画課について質疑を許します。

4番、荒木博議員。

○議員（4番 荒木 博君）131ページ上段、地域振興センターの管理事務の中で、ガスメーターの修繕というのがあります。これが修繕でなくて交換であるということならば、普通の場合は供給業者が交換だというふうに思っていますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）お尋ねのところでございます。ことしに入って、ちょっとこういったふぐあいが生じているというところで、また対応しなければならないということが発覚してでございました。交換というところもあろうかと思いますが、全体的なふぐあいの原因も含めて修繕費として確保させていただきたいというところで、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（山本 芳昭君）4番、荒木博議員。

○議員（4番 荒木 博君）はつきりよくわからなかったんですが、ガスメーターの交換ではないということですね。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）一部伺っておりますのは、交換の部分もあるというふうに認識をしておりますが、それらプラスのアルファも含めての修繕という形でお願いをするものでございます。

○議長（山本 芳昭君）4番、荒木博議員。

○議員（4番 荒木 博君）今回のこともですが、以前も似たようなことがありまして、ほかのガスの供給業者の方から質問を受けたことがあるんですよ。メーター交換は自分とこで見なくてもいいということでしょうかというのを質問を受けたことがあるんですよ。以前は経費として執行したわけですが、例えば、庁舎のガスメーターが近年交換しましたよね、されましたよね。そのときの経費は一体幾らかかったんですか。

○議長（山本 芳昭君）すぐにはわからない。

木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）申しわけありません。庁舎のガスのメーターの件については、ちょっと把握できておりません。

○議長（山本 芳昭君）4番、荒木博議員。

○議員（4番 荒木 博君）その金額はいいですが、費用の負担は業者が払ったんじゃないですか。供給業者が負担してると思っています。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）そのことも含めて、済みません、把握できておりません。

○議長（山本 芳昭君）それは回答していただけますか、調べて。

○総務課長（木下 順久君）はい。

○議長（山本 芳昭君）ということで、調べて報告をしていただきたいと思います。よろしいですか。

7番、近藤仁志議員。

○議員（7番 近藤 仁志君）済みません。ここに人件費、不用額の減額とありますけど、これ地域振興センターのほうの人件費だと思えますけど、こういった方を予定されたのが減額になったのか、お伺いします。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）お尋ねの人件費につきましては、ページにございます執行経費にあります、上2段でございまして。共済組合負担金、あと嘱託員賃金というところでの事業説明にさせていただいたところでございます。

○議長（山本 芳昭君）7番、近藤仁志議員。

○議員（7番 近藤 仁志君）これは当初、この地域振興センターのほうの賃金として上げられとると思えますけど、要するに1名とか、どこの地区の誰かが、支援員がいなくなったとかいうような、応募がなかったとかいうような性質のものでなくて、ただ、当初の予算の見積もりをたくさんしていた関係上、減額されたということですか。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）こちらの性質につきましては、いわゆる事務長の人件費に当たります。それぞれ町の規定なりルールに基づいての不用額ということですので、特異性がある減額であるとかということではないということですので、御理解賜りたく思います。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）失礼いたします。これ総務課のほうでお答えしないといけな部分でございました。このたび3月補正で、人件費の部分についても最終精算として補正を組ませていただいております。その中で、地域振興センター管理事務として主に事務長さん方の人件費もこの費目で事業管理をしております。全体の中で、最終実績に合わせた補正を組ませていただいたということで、個別に誰がどうということではございませんので、実績に伴った予算の精算ということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君）よろしいですか。

○議員（7番 近藤 仁志君）はい。

○議長（山本 芳昭君）そうしますと、次に、132ページ下段から133ページ、住民課について質疑を許します。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君）次に、134ページから137ページ上段、福祉保健課について質疑を許します。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）タブレットの134ページのプレミアム商品券のことですけれども、償還金実績見込みの減額で1,500万となっておりますが、補正でたしかこの商品券を上げられたと思いますが、当初の見込みに対して何%ぐらいの利用になったのかということをお聞きします。

○議長（山本 芳昭君）渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君）ただいまの質問にお答えいたします。

当初ですが、非課税世帯が約1,040名、それから子育て世帯ということで58名ということで、予算のほうは計上させていただいております。2月21日時点での購入者といえますか、申請のあった方っていうのが37.2%ということで、大体、全国平均というような状況でございます。

○議長（山本 芳昭君）よろしいですか。

そのほかございますか。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君）ないようでしたら、次に、137ページ下段、保育園について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君）ないようでしたら、次に、138ページ上段、農業委員会について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君）次に、138ページ下段から146ページ、農林課について質疑を許します。

9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）140ページですけれども、中山間地域直接支払いの交付金が278万5,000円減っておりますが、中山間地域協定、5年計画の5年目ということで、最終年になってこれだけ減ったっていう理由について説明をお願いします。

○議長（山本 芳昭君）坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君）当初予算に対しましての減額を今回、補正のほうでさせていただいております。それにつきましては当初、例年、前年度の実績に基づきまして若干の面積の増を見込んだりして予算のほうを要求をしておりましたが、実際のところはほぼ前年並みというようなところの実績になって、5年目というところで余りふえる要素としてはなかったのかもしれませんが、前年度の予算に若干上乘せした格好で予算要求のほうをしておりました。特に協定のほうが数が減ったというわけではないんですけども、交付金の面積が減少した集落等もありまして、集落のほうで4地区、交付金の対象面積が減ったところがありました。基盤整備の関係で農用地の面積が変わったりということもあつたりしまして、面積が減った関係で、当初の予算としては若干多目に要求をさせていただきまして、実績としては面積のほうが増減してしまつたという格好で、減額の補正予算となっております。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）142ページ、同じようなことなんですけど、多面的機能支払交付金が1,600万ほど出ております。多面的機能支払交付金については5年計画の1年目ということで、初年度ということで取り組み面積が計画に対してどうだったのか、協定の数がどうだったのか。そして、多分ここで一番大きな減額要因っていうのは広域組織の増額分だったと思うんですけども、広域組織への取り組み状況、農林課の対応等

について説明をお願いします。

○議長（山本 芳昭君）坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君）多面的機能支払交付金につきましても、多面的ほうは1年目というところもあり、年度が、各協定というところがあるかと思えます。こちらのほうも、前年度の実績を見つつ当初予算のほうは要求をしております。実際のところ、面積のほうも、平成30年度の実績に比べますとちよっと多目なる面積のほうを要求しております。実績に当たります、平成30年度よりもふえている取り組みもあるんですけども、農地維持につきましては平成30年度の実績よりも若干減っております。共同活動につきましては、平成30年度に比べてふえております。長寿命化につきましても平成30の実績として見るとふえてはおりますけども、それと交付金の配分のほうが、当初予算のほうではやはり100%、全ての農地維持、共同活動、長寿命化、100%のほうで要求をしてたんですけども、長寿命化につきましては、やはり国の予算がつかせんで、9割程度というところで減額がされてしまいました。そういったところで今回の補正となっております。

協定数につきましては、今年度のほうで変更があったというところはありませんけども、やめるとかいうことはなかったかと思えます。ですので、協定数に変更はないというふうに考えておりますけども、広域化につきましては、当初、町全体の半分というような組織を目指してやりましたが、実際のところはそこまできなくて、今年度につきましては各協定に、なかなか今の広域組織の中でメリットというものが言えない中でお声かけのほう、御相談があったりもしておりますので、そういった地区には広域化のほうにやってみられませんかという御相談のほうは持ちかけております。まだまだ全町的に大きなりメリットとしてなかなかその部分が伝えられていなくて、広域化の組織がふえてはおりませんが、引き続きこういった取り組みを町全体ですれば、より交付金として有益に使うことができるかというふうに思っておりますので、相談等協議のほうは続けていきたいというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）組織の広域化については、前課長が少し風呂敷を広げ過ぎたという感覚も否めないわけではないんですけども、引き続き有利な制度として町が推進をされておりますので、進めていただければと思っておりますが。

済みません。次、143ページの林業一般ですけども、林地台帳整備編集用パソコンソフト購入が全額減額になっておりますけども、これはどういうことなんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君）林業一般のほうで当初計画しておりました、林地台帳の操作用のパソコン一式であります。こちらにつきまして、航空レーザー等の情報が、デジタルデータのほうが、日南町のほう他町よりも先に導入させていただいて、そういったものを活用を今させていただいております。その中で、林地台帳等使うのに新たなパソコンとソフトを入れて、座標等で境界のほう管理をしたりとか、そういったところをしようというふうに考えておりました。実際、それで予算の組む中では、そういったソフトがいいなというところで考えておりましたけども、実際ちょっと県のほうといろんな航空レーザー等のデジタルデータ使用中で、そういった新たなソフトのほうを検討していったところ、まだなかなかそこまで町の欲しい機能まで至っていないというところがありまして、今年度は当初予算、予算のほう、つけていただきましたけども、とりあえず見送りをさせていただいて、もう少しソフトの開発が追いつくのを待ってもいいのかなというところで、今年度につきましては、3月補正のほうで減額のほうさせていただきたいというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）森林整備基金について先ほど久代議員からありましたけども、森林保全総合で、いわゆるJークレジットの基金のことです。昨年の3月議会で、このJークレジット基金についてもかなり議論をさせていただきましたけれども、これの基金の状況、決算では示されると思っておりますが、現在の運用状況について説明をいただきたいと思っております。

○議長（山本 芳昭君）坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君）Jークレジットの基金につきましては、町内のほう、皆伐新植のほうを進めておまして、新植経費のほうに充てさせていただきたいというふうに思っております。当初、なかなか皆伐新植の新植のほうが進んでいかないのかなというふうに思っておりましたが、町のほうは大体、年に2カ所、10ヘクタールぐらいの皆伐新植ということをやっておりますけども、森林組合等の民間団体のほうでもやはり皆伐新植

という考え方が進んでまいりまして、今回、3月補正で補助金のほうを増額をさせていた
だくような補正にないかというふうに思っています。その皆伐新植の新たな新植経費として、J-
クレのほう充てていきたいというふうには思っていますので、今年度のJ-クレで今販売
してる財産収入につきまうしうな考えを持っておりまして、もし余りがない場合には、基金の
ほうには積まないというふうな考えを持っておりまして、

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）昨年3月の議会で、そういう議論をしたわけでありませ
よね。本当に基金をつくるだったら、収入を一旦基金に積んで、そこから各事業に配分を
するというようなことも考えられるんじゃないかって提案したけども、当時の課長は、そ
ういうことじゃなく、さっき坂本課長が言われたようなやり方でやるって言われました
が。これから先、本当に森林整備なり木育とかそういうところに使っていくとすれば、な
かなか積める状況にはならないと、基金に積める状況にならないと思いますけども、町
長、この基金をつくられた意義について再度、説明いただきたいと思っております。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）収入的には、御承知のとおり最近かなりの方が御理解いただい
て、ふえてきているという報告はさせていただいてるというふうには思っておりますけれど
も。支出のほうをどうするかというところが、使い道がないことはないんですけど
も、その辺のバランスというところがありまして、どういまいしょうか、今年の時点
での基金のあり方については多少残す、残すいうか、基金に残せるんだらうなというふう
な思いがございましてけれども、当然基金をつくったとしても出ていくほうは出てく
っていう明確な分離というものは必要だらうというふうには思っておりますけれども。
基本的には出たり入ったりだから、最終的にどうなのかなというふうには思っておりますけ
れども。会計のあり方とすれば、入れるというののも一つの考え方ではないのかなという
ふうには私自身は思っておりますので、明確な支出のあり方というところをですね。た
だ、基金がゼロになるというところは当然あるというふうには思っておりますけれど
も、そういう状態の中でありまして、1回きちんと入れるというあり方のほうが、会
計上のあり方としては正しいのかなというふうには思っておりますので、その辺はちょっ
と精査させていただきたいというふうには思っております。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）もう議論したんですけれども、そもそもこういった基金が本
当に必要なんですかっていう議論をしました。石見東太陽光発電のように、一般会計にな
ってくるんだけど、それはそれで計算書をつくっていただいて決算のときに提示いただ
いて、これだけJ-クレジットの収入があって、それを新植、皆伐に幾ら使いましたよと
いうようなことがわかれば、それはそれでいいんじゃないかということ去年提案したん
ですけれども、どうしても基金をつくらなければいけないという強い主張だったんで、でき
ておりますけども。改めてこの森林環境整備基金も含めて、やっぱり再度検討いただきた
いと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）森林環境の譲与税の関係も含めてという話でありますので、基本
的には用途は明確にすべきではないのかなというふうには思っておりますので、そのた
めにどっちが、例えばクレジットにしても毎年確定の数字があるわけではないので、そ
ういふことに関しても含めて明確にするというところは大事だというふうには思ってお
りますので、その方向の中でまた検討させてやってください。

○議長（山本 芳昭君）2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君）この際、伺っておきます。有害鳥獣の関係で約500万減
額なわけですし、ことしはこれで仕方がないと思うんですが、最近周りの状況を聞いてみ
ると、お年寄りも多くなって、家庭菜園や自分の家の食べるだけの田んぼはつくってお
る。ところが、小動物や、それからいわゆる鳥類ですね、これの被害が非常に多いと、特
にカラスだそうなんですけども。そこら辺にも本当は、500万も残すなら事業計画の中で手
当てをされれば、カラスについても小動物についても単価は決まっておるわけなんです
けども、実績はどれぐらいあったのか、今わかれば教えていただきたいと思ってお
ります。

○議長（山本 芳昭君）坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君）言われました有害鳥獣のところなんですけども、小動物の実績に
つきましては、ちょっと今、手元にございませぬので、また後で提出させていただき
たいと思っております。イノシシにつきましては、有害鳥獣捕獲の期間に520頭という
ような実績を聞いておりますが、小動物の件につきましては、後で資料のほう提出
させていただきます。

○議長（山本 芳昭君）いいですか。

7番、近藤仁志議員。

○議員（7番 近藤 仁志君）済みません、1点ほど。山の日記念イベントで苗木代が、165万計画されたのが100万の減額となっております。要するに、その事業の実態をちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本 芳昭君）坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君）林業一般管理事務の苗木のところだと思います。今年度、道の駅等で、山の日ができたという関係で苗木の配布のほうさせていただきました。この苗木代のところには、記念植樹という部分も含めてある苗木のところだったんですけども、道の駅のほうで山の日に配布した本数としましては、60本の木を配布しております。記念植樹のほうを小学校の卒業生と検討しておりましたけども、学校のほうが休校になってしましまして、この植樹のほうはすることができなくなっておりますので、またそちらのほうは町のほうで対応して、植樹のほうはしたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君）よろしいですか。

次に、147ページから151ページ上段、建設課について質疑を許します。いいですか。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君）次に、151ページ下段から156ページ、教育課について質疑を許します。

9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）先日の全員協議会でも一部議論がありましたけれども、今回の補正は報償費をふやすということなんですけども、監査委員の2月、例月検査において、編集会議報酬は同一人に対して1日2回支払われておったということに対して指摘がされておって、その補正ということでもありますけども、そもそも、まずその編集会議、行政編、地域編、それぞれ開催をされておるとは思いますが、実際の開催状況について説明をいただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君）村上教育次長。

○教育次長（村上 伴樹君）今年度、編集会議につきましては、2回開かせていただいております。あとは、協力員さんによる校正作業等で、何名か集まっていたいて校正作業等をさせていただいております。あと3月、今月に、委員会のほう2回、予定はしております。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）済みません。報酬については、編集会議、審議会等の報酬ということで予算がつけられておったわけでもありますけども、その予算を1人の人に1日2回、3,500円掛ける2という形で支払われたということについては、どういう経過でそういうふうになったのでありましようか。

○議長（山本 芳昭君）村上教育次長。

○教育次長（村上 伴樹君）当初、協力員さんによる校正作業につきましては、1回協力をさせていただくと3,500円という考えのもとで、午前、午後出ていただけたら2回分という形で、7,000円のお支払いをしたという経緯がございます。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）その支出の仕方について、監査委員から、条例に反する行為じゃないかということなんですけども、この決裁は教育次長、教育長、そして、この決裁、総務課長も決裁必要なんではないでしょうかね、支出負担行為、支出命令について。どうい、なぜこういうことが、長い期間といいましようか、数カ月わたって続けられたのか。チェックはできなかったのか。伺っておきたいと思います。（「総務課長決裁、要るわけ。これは要らんか」と呼ぶ者あり）

○議長（山本 芳昭君）村上教育次長。

○教育次長（村上 伴樹君）この支払いにつきましては、担当者のほうから、この場合、町史編さんの場合ですと社会教育室長のほうに決裁が行きまして、その後、次長の私のほうに回ってきます。私のほうで決裁をすると、後、出納室のほうに回るといような手順になっております。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）回る手順についてはわかったんですが、その過程で出納室も含めてチェック機能が働いていなかったということなんですけども。

町長、こういう前回から債務負担行為の補正も含めていろいろミスが出ておりますけども、チェック体制どういふうになってますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）体制的には、先ほど、金額に応じたり内容に応じたりっていうところだというふうに思っておりますけれども、電算事務の関係に移行したってこともあっ

たりして、やはり、よろしく、チェックの目、光らなうと、こういう何かの少し誤った形のもの
について、はという、よ、り、チ、エ、ック、の、目、が、光、ら、な、う、と、こ、う、い、う、何、か、の、少、し、誤、っ、た、形、の、も、の
ほどの話の中、この、る、が、あ、る、の、か、な、い、と、こ、う、い、う、何、か、の、少、し、誤、っ、た、形、の、も、の
方、つ、て、い、う、と、こ、ろ、を、本、当、に、基、本、的、に、再、確、認、す、る、必、要、が、あ、る、と、こ、う、い、う、何、か、の、少、し、誤、っ、た、形、の、も、の
ので、昨、年、も、改、め、て、全、員、の、中、で、い、ろ、ん、な、角、度、の、目、線、を、わ、か、る、た、め、に、は、や、は、り、人、の、意、
い、か、な、い、と、電、算、事、務、の、傾、向、が、強、い、と、こ、う、い、う、何、か、の、少、し、誤、っ、た、形、の、も、の
目、で、な、い、と、わ、か、ら、な、い、と、こ、う、い、う、何、か、の、少、し、誤、っ、た、形、の、も、の
深、く、一、つ、一、つ、見、て、い、く、し、か、手、が、な、い、の、か、な、い、と、こ、う、い、う、何、か、の、少、し、誤、っ、た、形、の、も、の

ですから、最初の担当者が仮に間違いが、何らかの誤りがあつたとするならば、それを
誤りを見つけていうことはなかなか難しい時代に入ったというのとは事実だと思いま
す。とはいいいながら、間違いを起こしていいというわけではありませぬので、そういった
意味でどこがチェック機能は果たせるとかということも含めて、やはりポイント的なところ
も含めて、点検するポイントあたりも含めて、これからさらに検証をしていきたいという
ふうにも思っておりますので、昨年度も含めてですが、いろんなところで御迷惑をかけてる
のは重々把握しておりますので、さらに頑張っていきたいというふうにも思っておりますの
で、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。
○議員（9番 坪倉 勝幸君）町長、先ほど申されましたけど、総合計画、午前中審議あ
つたんですけど、その計画の進行というところで職員にはベーシックな基礎知識が求め
られると。そこで誤りが起きると、町民に大きな迷惑がかかるというふうにも書き込まれ
ております。そういうことからしてもさらに、特に財政の管理、予算の管理については慎
重に、そしてチェック機能が働くような体制をとっていただきたいということをお願いし
ておきたいと思ひますが。

これからの対処方法なんですけども、支出の更正ということはやり方としてはあると思
ひますが、そこで、報償費の性格ってどういうことでしょうか。一般的には謝金とか祝い
金とかという形でありまして、所得税法でいっても雑所得のその他のところに入るもので
あります。逆に、報酬とか賃金ってというのは税務上でいうと給与所得に含まれるところ
でありまして、まず、この会計上、報酬で支払いをされようと思ひますが、実態として謝金
とか祝い金とかという性格のものでしょうか。私、実態からして賃金にすべきだと思ひま
すけども、賃金ということになったときに額の決定っていうことはあるかと思ひますけ
ども、この性格上、実際、編集業務に直接携わっていただいております。とすれ
ば、報償費ってというのは、少なくとも財務上の解釈からして不適切だと思ひますが。総務
課長の見解、町長の見解もあるかもしれませんが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）村上教育次長。
○教育次長（村上 伴樹君）失礼します。当課としましては、このたびは報償費という科
目で支払いをというふうにも考えております。協力員さんによる校正作業ということで、専
門的な作業、あるいは指導、助言等もいただいたりしておりますので、そのあたりで謝金
という考えのもとで、当課としましては、このたびは報償費というところでお支払いをさ
せていただきたいというふうには考えております。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。
○総務課長（木下 順久君）今、次長のほうも説明いたしましたけども、基本的に、いわ
ゆる公共団体の財務の手引を確認をさせていただいた上で、今回の場合、報償費で支払っ
ても間違いではないということで、報償費ということでの支出をお願いするものでござい
ます。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。
○議員（9番 坪倉 勝幸君）報償費にこだわられるということなんですけど、そうします
と、源泉徴収についても報償費というところからされるわけでありませぬか。源泉徴収さ
れないのかもしれませんが。給与所得にはならないですよね、報償費だと受け取った側
は。住民課長、そうじゃないでしょうかね。

○議長（山本 芳昭君）浅田住民課長。
○住民課長（浅田 雅史君）給与に類するものということで、報償費も、いわゆる給与所
得ということのカテゴリーに入るというふうにも解釈しております。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。
○議員（9番 坪倉 勝幸君）住民課の解釈はそうなのかもしれませんが、税務上なか
なかそういう解釈にはなりにくいと思ひますね。謝金とか原稿料とか祝い金とかそう
いうものが、税務上ではそういう類のものについては雑所得に分類されるんだらうと思
っておりますが、報償費にこだわられる理由が本当にわかりにくいんですが、賃金じゃだ

めなんですか。実態は編集業務に直接的に携わっておられるんじゃないですか、指導とかだけじゃなくて。そしたら、やっぱり賃金で支出科目の更正をなされるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）村上教育次長。

○教育次長（村上 伴樹君）失礼します。議員言われるところの部分は、当課としましてはやはり、先ほども申しました校正作業、教育長も行かれてお手伝いをされたりしているんですけども、やはり本当に専門的な作業であったり、時にはいろいろ助言等もしていただかないとなかなか難しいところもありまして、やはり当課としましては、その部分は謝金的な考えで、報償費ということでお支払いをしたいというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君）そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）ないようでしたら、議案第24号、令和元年度日南町一般会計補正予算（第7号）について、質疑漏れはありませんか。

2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君）福祉保健課のほうの老人福祉施設入所のところでお伺いたしますが、説明では単価改定による額の変化だというふうに書いてありますが、何ぼの単価が何ぼになったか教えていただけますか。150万円。

○議長（山本 芳昭君）渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君）済みません、それぞれの細かい単価のほうをちょっと持ち合わせておりませんので、またお示しのほうしたいと思います。

○議長（山本 芳昭君）よろしいですか。

9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）29年度の剰余金が2億8,900万ばかりあったんですけども、その処分については、最終的に今年度末どういう状況になりますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）今現在そちらの整理を年度末前にしかけておりますけども、最終、特交の数字が固まってからとは思っておりますけども、現在のところ、やはり財調、基金を取り崩した上でないと積めないかなというふうな感じを持っておりまして、2分の1積むことになると、取り崩して積むというふうな手法にならざるを得ないかなというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）地方財政法にもありますので適切に行っていただきたいと思いますが、町長、本当に今回の補正で3億5,000万の減額です。中には県事業の負担金もあたりして、町の原因によらないものもあるわけですけども、3億5,000万の減額。加えまして11億9,000万の繰越明許であります。合計で約15億。15億円を超えるものが元年度予算に計上されながら、執行されていないという状況なんですよ。非常に額が大きいわけでありましてね。もう本当に、当初予算の見積もりが適切だったのか、事業計画が適切だったのか。総務課長にも資料をお願いしておりますけども、支出負担行為にすら至っていないものもあるではないかなと思いますけども、本当に事務事業の推進について適切な管理がされておったのか、予算運営について適切な管理がされておったのか。誰でもいいんですけども、説明をいただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）今年度、元年度っていう話で、大型予算の中で、特にFTTH化だとかデジタル的なところがあって、事業的には大きな数字があったというふうに思っておりますが、ただ、今回の補正の減額っていうところももちろんありますけれども、どちらかというと、繰り越しあたりが12億近くあるっていう話の中で、国の補正で追加になったものとか、いろんなケースがあるというふうに思っておりますけれども、元年度全体は、やはり60周年もあたりとかいうことの中で、少しタイトな内容だったのかなというふうには全体的には私自身も反省しておりますし、そういうことも繰り越しの12億あるっていうことも含めて、次の年度の2年度については67億ということでありまして、繰り越しですので全てではないですが、発注済みのものもたくさんありますので、そういった中で、2年度につきましてはきちんとした形の事業遂行にしていきたいというふうに思っておりますし、また、施政方針でも申し上げましたけど、さらなる3年度に向けてのいろんな計画を、しっかりと練った形の中で予算化に向けて、あるいは内容もある程度方向性、計画性があるものについての予算化についての流れにしていきたいというふうに思っています。

また、こういう時期でもありますので、とは思いますが、いろんな職員の思いの中で新しいものを考えていかないけんというところがあります。そういった観点で申し上げ

げますと、どういまいしょうか、できるだけ着実な内容のものにしていく中での予算化につなげていきたいというふうに思っておりますので、そういった観点の中で職員も頑張っておりますけれども、そういった中でミスもたくさんあっているのも事実ですので、そういったところのトータルの中で、新年度の事業推進には一緒になって職員一丸になって頑張っていくというふうに思っておりますので、引き続き御支援いただければというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）ぜひ、予算の組み立てでもそうですけれども、事業事務の執行について適宜指導をされたいと思っておりますが。決算で聞くのが本当はいいのかもしれないんですが、最近といましようか、常々町民から、役場からの支払いが遅いというような意見を時々聞きます。ちょっと会計管理者にも伺いたいですけれども、支払い遅延防止法というのがあって、役場はきちんと期間内に支払いをしなければならぬという法律が適用されとるんですけども、そういった法律にたがうような支払いってというのはどうなんでしょう。現在、あるのかどうなのか。ただし、この法律には補助金は該当しないということになっておりますけれども、補助金の支払いも最近非常に遅いです、建設課あたりを中心に。そのこの辺のところも含めて、答弁いただきたいと思えます。

○議長（山本 芳昭君）長崎会計管理者。

○会計管理者（長崎 みよ君）支払いの遅延につきましてですが、補助金以外の、いわゆる業者さんからの請求に基づいて支払いをすべきものについて、請求書が届いてから相当な期間を経過した後に支払われるというケースは何件か発生をしております。そのたびに、それに至った経緯というのは聞き取りもさせていただいておりますし、あと、監査委員さんからの指導や助言もいただいております。そういう状態になった後の重ねて同じような遅延が起こらないようにということも、確認はしているところですけども、課全体ですとか室全体で、その担当者1人に任せるのではなくて、何人かの目でチェックできるようにというような体制を構築したケースも今年度何件かありました。引き続き見守りながら遅延防止に気をつけていきたいと思っております。

○議長（山本 芳昭君）以上で議案第24号の質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開を3時30分からといたします。

午後3時10分休憩

午後3時30分再開

○議長（山本 芳昭君）休憩前に引き続き会議を再開します。

執行部から発言が求められていますので、これを許します。

實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）失礼いたします。先ほどの一般会計補正予算（第7号）におきまして、企画課所管におきます地域振興センター管理事務の中で、多里地域振興センター、ガスメーターについて御質問を賜りましたが、答弁も曖昧であったというところで、改めて確認もしたところ踏まえて御説明させていただきますと、多里地域振興センターのガスの管理につきましては、メーター部分も含めた形で料金に含んでいない形で今行っている、使用料の部分で毎月支払いを行っているところの確認がとれたところでございます。したがって、ガスのメーターの交換部分も含めましては、いわゆる学校用の施設として当時設置したものを現在も使用していると。区分としては大型設備用のガスメーターということで、いわゆる一般家庭用とはまた取り扱いも違うという中で、この大型設備についても建物の設置当時の状況でケース・バイ・ケースのようでございますが、多里地域振興センターにおいては今回、メーター交換も含めた中での修繕が必要だということで、事業執行については十分業者とも詰めた上で執行したいと思っておりますが、そのような経過で、必要だということで御理解賜ればと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君）坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君）先ほど補正予算のところで質問がありました鳥獣被害対策事業の中で、小動物の捕獲状況と単価のほうについて報告をさせていただきます。小動物の捕獲につきましては単町事業で行っております、アナグマ、タヌキ、テンなどの小動物につきましては、単価2,000円で、令和元年度は105頭の捕獲があります。それと、単町事業としまして、白サギ、カラスの捕獲につきましても、単価1,000円で捕獲奨励をしております。白サギのほう4羽、カラスが5羽というところで実績が上がっております。それと、単県事業ですけどもヌートリアのほうもございまして、こちらは3,000円の単価で、捕獲頭数は4頭という実績になっております。

○議長（山本 芳昭君）という報告を受けました。

そういたしますと、いいかな。

木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）失礼いたします。先ほど企画課長のほうが報告しましたガスのメーターの件ですけれども、庁舎はどうなっておるかという御質問だったと思います。庁舎に関しても、先ほど多里の例と同じくで基本料金に含まれてないということで、修理に関しては町のほうで修理をする必要があるということで、一般家庭のものとは若干違う立てになっておるようです。

○議長（山本 芳昭君）という報告をいただきました。

そういたしますと、次に、157ページから158ページ、議案第25号、令和元年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）次に、159ページから163ページ、議案第26号、令和元年度日南町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を許します。

1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）162ページの下段の介護予防普及啓発事業で、減額283万1,000円になっておりますが、この介護予防教室指導委託料の減と服薬支援DVD作成委託料の増、この増減の金額は幾らか教えていただきたいんですが。

○議長（山本 芳昭君）渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君）増減の金額でございますが、介護予防教室の委託料の減が300万円、それから服薬支援のDVD作成については16万8,300円の増ということでございます。

○議長（山本 芳昭君）1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）当初予算では、介護予防のこの委託料、教室の委託料が444万円でしたが、これが300万円になったということですか。

○議長（山本 芳昭君）渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君）当初の金額が444万円ということでしたが、そこから300万円の減ということで、144万ということになっております。

○議長（山本 芳昭君）そのほかございますか。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君）そうしますと、次に、164ページ、議案第27号、令和元年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）介護サービスの事業特別会計では、当初予算であかねの郷の施設の建設費等の利用料として、負担金を二千七百数十万の当初予算を組んでいられたわけだけでも、この一般会計の中で繰出金として、介護サービス事業特別会計への繰出金の増、2,867万2,000円ということで、冒頭に町長からも説明があったように思いますが、この金額で起債償還部分の3割負担部分が確定したということによろしいでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君）先ほどの久代議員のほうからございましたように、あかねの郷の建設費等々含みましての償還金の部分を、本来ですと日南福祉会のほうから利用料というような形で町のほうに納めていただいているわけなんです。令和元年度につきましては、先日、福祉会のほうから本年度の決算見込みというようなことで御報告をいただいております。その中で、やはり今年度についてもなかなか増益が難しかったというようなことがございまして、令和元年度の負担金については免除というような形で、金額といたしましては2,746万2,416円という金額を免除とさせていただいております。その関係で、その償還金部分に充てます一般財源からの持ち出しということで償還金のほうには充てるという形で、予算のほう計上をさせていただいております。

○議長（山本 芳昭君）そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）ないようでしたら、次に、165ページ、議案第28号、令和元年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）ないようでしたら、次に、166ページから169ページ、議案第29号、令和元年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第3号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）次に、170ページから173ページ、議案第30号、令和元年度日南町下水道事業会計補正予算（第3号）の質疑を許します。

4番、荒木博議員。

○議員（4番 荒木 博君）下水道会計ですが、先ほどの水道会計も含めて、消費税についてもう一度説明をしてください。168ページと172ページです。

○議長（山本 芳昭君）財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）172ページの上段になると思います。消費税及び地方消費税につきまして、消費税の当初予算で510万円を予算計上をしておりましたけれども、確定の申告に伴いまして、結果、下水道でありますと220万6,000円ということと確定申告より確定したことによりまして、不用額となりました289万4,000円を減額しております。同じように、簡易水道事業会計につきましても同様に、168ページの上段になりますが、150万5,000円の減額という、申告の結果による減額としております。

○議長（山本 芳昭君）4番、荒木博議員。

○議員（4番 荒木 博君）その申告の金額ですが、金額は大体倍と半分ぐらいになるわけですね。要するに、申告するのは前年度の金額に合わせて申告ですか。

○議長（山本 芳昭君）財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）申告におきましては、前年度の水道料金を基本的に、それをもって税額を想定して予算をとりますが、確定申告におきましては逆に経費の計算、例えば水道でしたら簡易水道事業の工事費とかそういったもので、預かり消費税とかそういったものの必要な経費のものを計算しますので、基本的には工事を行って、消費税を受けておるものに関しては減額になる傾向になります、工事があれば。ですので、工事がなくなれば、ほぼ予算に計上した近い金額になるという。済みません、工事をやって支払った消費税が多くなると減額となり、なければそのまま下水道料等の収益による消費税がそのまま残るといような差し引き計算になります。いずれにしても、詳細につきましては税務申告の中で、経費で見れるもの、預かった消費税、支払った消費税のトータル的な計算に基づいて確定をされるということで、前回にもちょっと消費税の計算方法の取り間違いを説明させていただきましたが、適正に申告によって額は決定するという流れになっております。

○議長（山本 芳昭君）いいですか。

○議員（4番 荒木 博君）はい。

○議長（山本 芳昭君）そうしますと、次に、174ページから175ページ、議案第31号、令和元年度日南町病院事業会計補正予算（第3号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）そうしますと、議案第25号から議案第31号について、質疑漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）以上で、補正予算関係8議案の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議案となっています議案第24号から議案第31号までの補正予算関係8議案は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第31号までの8議案は、質疑までにとどめることに決定いたしました。

日程第31 議案第32号 から 日程第39 議案第40号

○議長（山本 芳昭君）タブレットの令和2年度予算書ファイルをお開きください。日程第31、議案第32号、令和2年度日南町一般会計予算、日程第32、議案第33号、令和2年度日南町国民健康保険特別会計予算、日程第33、議案第34号、令和2年度日南町介護保険特別会計予算、日程第34、議案第35号、令和2年度日南町介護サービス事業特別会計予算、日程第35、議案第36号、令和2年度日南町後期高齢者医療特別会計予算、日程第36、議案第37号、令和2年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算、日程第37、議案第38号、令和2年度日南町簡易水道事業会計予算、日程第38、議案第39号、令和2年度日南町下水道事業会計予算、日程第39、議案第40号、令和2年度日南町病院事業会計予算、以上、令和2年度予算関係9議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第32号、令和2年度日南町一般会計予算ということで、第1条ですけども、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67億199万6,000円

と定める内容となっており、なお、第2表では債務負担行為、第3表では地方債等を定めておきますので、ごらんいただければと思います。最終的ですが、当初予算総額が67億199万6,000円、前年度の当初予算額ですが78億8,823万1,000円を計上しておりますので、比較ということで、昨年度よりマイナスの11億8,623万5,000円の率で申し上げますと15%減の内容となっております。

続きまして、議案第33号、令和2年度日南町国民健康保険特別会計予算でございますが、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億5,403万8,000円と定めております。本年が先ほどの申し上げた金額ですが、昨年度の当初予算額が6億2,179万8,000円であり、前年度と申し上げますと3,224万円の増、率にしますと5.2%の増の内容とさせていただきます。

続きまして、議案第34号、令和2年度日南町介護保険特別会計予算でございますが、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億3,601万3,000円と定めます。昨年度の当初予算ですが、9億6,468万5,000円でありましたので、昨年度と比較させるとマイナスですが、2,867万2,000円、マイナスの3.0%の内容となっております。

議案第35号、令和2年度日南町介護サービス事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,479万2,000円と定める内容でございます。前年度の当初予算額ですが1億251万円でしたので、△の3,771万8,000円のマイナスの36.8%の内容となっております。

続きまして、議案第36号、令和2年度日南町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,808万5,000円と定めるものでございます。昨年度の当初予算額が1億352万8,000円でありましたので、△ですが544万3,000円の減で、率に申し上げますとマイナスの5.3%の減の内容となっております。

続きまして、議案第37号、令和2年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,200万9,000円と定めさせていただきます。昨年度の当初予算額が1,200万2,000円であり、前年度と申し上げますと7,000円の増、0.1%の増という内容となっております。

続きまして、議案第38号、令和2年度日南町簡易水道事業会計予算でございますが、収益的収入と支出ですが、収益的収入のほうでございますが合計で1億6,129万6,000円、支出のほうですが1億4,510万7,000円を見込んでおるところであります。資本的収入支出ですが、資本的収入のほうでございますが、基本的には、どういいますか、支出のほう先に申し上げますと、6,882万9,000円を見込んでおるところでありまして、この額は当年度損益勘定留保資金から全額を補填するという内容にしておるところでございます。ことしが2億1,393万6,000円ということの予算にさせていただきますので、前年度が2億775万3,000円ということで、比較で申し上げますと、618万3,000円の増の予算内容としております。率にしますと3.0%の増ということになります。

続きまして、議案第39号、令和2年度日南町下水道事業会計予算でございますが、収益的収入と支出の区分で申し上げますと、収入のほうが1億8,439万2,000円を見込み、支出のほうですが1億6,891万9,000円を見込んでおるところでございます。資本的収入と支出のほうですが、収入のほうですが1,360万4,000円を見込み、支出のほうですが8,799万9,000円を見込んでおるところであります。その差額が発生しますけれども、7,439万5,000円ですけれども、当年度の損益勘定留保資金のほうから補填をするという予算内容となっております。合わせますと、令和2年度の当初予算額ですが、2億5,691万8,000円となりまして、前年度の当初予算額は2億7,678万1,000円となりまして、比較しますとマイナスの1,986万3,000円、マイナスの7.2%という数字となっております。

議案第40号、令和2年度日南町病院事業会計予算でございますが、収益的収入支出ですが、収入のほうですが合計を申し上げますと11億7,481万円を見込んでおりました。病院事業費用の支出のほうですが同額の11億7,481万円を見込んでおるところでございます。資本的収入及び支出のほうですが、収入のほうですが2億8,869万3,000円、支出のほうですが3億7,651万9,000円を見込んでおるところでございます。不足する金額が8,782万6,000円あります。過年度損益勘定留保資金のほうから同じ額を補填するものという予算の内容とさせていただきますので、御承知おきいただきたいと思っております。内容ですが、合計ですが、令和2年度の当初予算ということですが15億5,132万9,000円、昨年度が12億9,375万3,000円を予算化しておりますので、比較申し上げますと2億5,757万

6,000円の増、19.9%の増という内容になっておりますので、御審議方お願いをしたいと思います。

なお、私のほうからは大まかな概要ほどですけれども、予算の内容の概要につきまして副町長及びそれぞれの担当課の課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（山本 芳昭君）丸山副町長。

○副町長（丸山 悟君）私のほうから追加で説明をさせていただきたいと思っておりますけども、タブレットの令和2年度日南町予算参考資料のファイルをお開きいただきたいと思います。

令和2年度の当初予算につきましては、予算参考資料に基づきまして概要を説明させていただきます。令和元年11月から予算編成事務を始めまして、平成から令和の時代に引き継がれた課題を直視しつつ、次世代につなぐまちづくりの実現に向けた政策を推進するために、引き続き、仕事をつくり、安心して働けるまちづくり、町内への移住・定住を促進させる、結婚・出産・子育ての希望を実現させる、安心して暮らし続けられる地域づくりを重点項目として、予算編成を行いました。

令和2年度一般会計当初予算、大きな金額等々については町長が申し上げましたけども、かぶるかもしれないけれども、一般会計の当初予算につきましては67億199万6,000円で、前年度比15%、11億8,623万5,000円の減となっております。このうち、投資的経費であります普通建設事業費は16億4,483万9,000円で、前年度比42.2%の減となったことを主な要因としまして、予算規模は縮小となっております。

一方で、会計年度任用職員制度の新設に伴いまして、働き方改革の推進に向けた取り組みと人材活用により、人件費は8億9,635万7,000円で、前年度比7.8%の増となることに加えまして、公債費は道の駅にちなみ日野川の郷の建設事業費に借り入れた町債の元利償還が開始するため、前年度比15.2%増の7億677万7,000円となりまして、義務的経費が増額になることが特徴としてあらわれているところであります。

歳入では、5ページ、10ページに、5ページには歳入の状況及び10ページには前年度予算との比較がありますけれども、また後で参考に見ていただければよろしいかと思っておりますけれども、町税の法人町民税は災害復旧建設事業等の発注増によりまして増額を見込むものの、個人町民税は所得割の減収を見込んだところであります。固定資産税は通信事業者による鉄塔設置が複数あったことから増額を、たばこ税は税率の上昇による増額、軽自動車税につきましては環境性能割の増額によりまして、町税全体では前年度比1.5%増の4億3,272万円を計上したところであります。

地方譲与税のうち森林環境譲与税は、閣議決定により森林保全を一層進めていくために前倒しで増額されたことから5,702万4,000円と大幅な増を、また地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税は減収を見込んだところであります。

地方交付税は、公債費償還が増額となることから公債費算入分は比例して増額が見込めるものの、国から示される算定方法のうち個別算定経費に用いる単位費用は減額となる予測から、普通交付税25億円、特別交付税3億5,000万円の計28億5,000万円の前年と同額を計上したところであります。

国庫支出金は、CATV施設のFTTH化事業を初め、補助対象となる普通建設事業費等の減額によりまして10.5%減の6億4,953万8,000円を計上し、県支出金についてもCATV施設のFTTH化事業に係る鳥取県超高速情報通信基盤整備補助金のほか、林業成長産業化モデル事業補助金、高性能林業機械導入の鳥取県林業再生事業補助金等の大型事業等の減に加え、国土調査補助金の減や昨年度に執行された各種選挙の委託金の減によりまして、総額では8億3,601万1,000円、30.6%の減となりました。

寄附金は、ふるさと納税1億円を目指す将来計画に向かうため、目標を高く掲げ、3,000万円を計上しました。

また、繰入金には菅ヶ谷ブローラー基金から重油ラインニング工事のための繰り入れ、病院経営には地域医療総合確保基金からの繰入額を計上しております。

町債は、引き続き、交付税算入率の高い有利な地方債を活用することとしております。大型事業の減少または予算規模の縮小により総額10億2,377万1,000円となりました。前年度に比べまして41.2%の減額であります。過疎債のうち、ハード分に7億960万円、ソフト分には1億5,140万円を計上、緊急防災・減災事業債は140万円、一般財源扱いの臨時財政対策債は8,787万1,000円を計上しております。また、緊急自然災害防止対策事業債の拡充によりまして急傾斜地崩壊対策事業等への充当が可能になったところから、4,550万円を新規に計上したところであります。

不足します一般財源については、前年度の事業執行経費の見込みから繰越金3,000万円を計上し、また財政調整基金から1億4,265万円を繰り入れる予算としておるところであります。引き続き、国民健康保険税、介護保険料、水道料等の据え置き、また体育施設使用料の無料化など住民の負担軽減に努めた予算としているところでもあります。

続きまして、歳出でありますけれども、議会費は議員共済年金負担金掛け率の低下によりまして2.3%の減額、総務費につきましては14億7,782万5,000円と、前年度比9.1%の減額としております。CATV施設FTTH化工事は2年目に入り、日南町の南側、石見、福栄、多里が施工箇所となります。また、青年結婚・UIターン促進事業では、町内の空き家等をリノベーション活用し、地域経済の活性化を図るべく新たに町内で創業等を希望する方に対して、事業費の一部を助成する空き家等リノベーション創業支援補助金を創設したいと思っております。

民生費につきましては、後期高齢者医療、介護保険事業といった特別会計の繰出金の減少が主な要因となりまして、2.5%の減額としております。

衛生費は昨年比2.9%の減額で、清掃センターの改修費の縮小が主な要因となりますけれども、新規事業としまして、胃がんの原因でありますピロリ菌検査に対する助成を鳥取県と連携して行いたいと思っております。

農林水産業費は13億2,387万4,000円で、前年比35.9%の大幅減としております。木材団地造成工事等の大型事業の減によるものとなっておりますけれども、引き続き、農業振興における野菜等種苗費の助成や町産米の検査料助成等の単町補助事業に加えて、昨今の災害に対応すべく小規模急傾斜地崩壊対策事業費の増額、昨年度開校しました林業アカデミーにおける実習棟の建設等に取り組む予算としております。

商工費は、日南町観光協会によるさらなる観光資源化を目指すこととし、チャレンジ企業支援事業においても、制度の拡充等により前年比1.6%の増額としておるところであります。

土木費は、平成30年の7月豪雨、台風24号により、町内の道路や河川、農地等の災害復旧工事に注力したことによりまして、令和元年度に実施を予定した事業がやむなく繰り越しとなるものが多いことから、道路新設改良事業等は実施可能な最小限の額としております。これによりまして前年比2.5%の減額予算を計上しています。

消防費は、デジタル防災行政無線の完成により前年比55.8%の減額としましたが、年次計画による消防可搬ポンプ及び消火栓の更新に加えまして、有事の際の備えとして給水タンクの購入など、住民の暮らしと安全を守る取り組みは引き続き行うこととしているところでもあります。

教育費は、文化センター施設改修や北の原駐車場整備事業等の大型ハード事業の減によりまして16.9%の減額としております。次世代を担う人材育成の推進をするため、新たに教育委員会内にコミュニティ・スクールの担当専門監の1名配置や、また日野郡3町が連携した公設塾の展開、小・中学校の児童生徒の給食一部補助金等、きめ細やかな教育施策を実施する予算としておるところであります。

災害復旧費は、万一の災害に備えた最小限の予算とし、前年比66.8%の減額としております。

なお、特別会計は、4ページ、予算総額を計上しておりますけれども、国民健康保険会計は、引き続き保険税を据え置きながら財源不足分を基金で補う予算としておりますし、健診の受診率アップに向けた取り組みを行いたいと思っております。介護サービス事業会計は、日南福祉会と連携して、さらなるサービスの向上と経営の効率化を図ります。また、介護保険会計、後期高齢者医療会計は、介護保険制度、後期高齢者医療制度の安定運用に向けた予算を確保したところでもあります。再生可能エネルギー発電事業会計は、安全かつ安定的な運営を目指した予算としております。簡易水道事業会計及び水道事業会計は、公営企業会計法にのっとりさらなる経営の安定化を目指していきます。病院事業会計につきましては、電子カルテ等医療機器の更新による医療サービスの向上、職員用賃貸住宅の建築によるスタッフの確保に努め、経営安定化に努める予算としておるところであります。

以上が概要を申し上げたところでもあります。

なお、4ページには、先ほども言いましたけれども、全会計の合計を示しておるところであります。日南町の全ての会計の合計が、2年度におきますと104億8,911万6,000円でありまして、前年度よりも9億8,192万5,000円の減額、8.6%の減というふうを示しておるところであります。

5ページには歳入を、先ほど申しましたところを示しておりますし、ただ、5ページのほうの下段にはグラフを載せておりますけれども、見た目では地方交付税がたくさんになっておるところがありますが、これは構成比でありますので同じ金額で、先ほども言いましたように、載せておるところであります。

6ページには歳出の目的別を示しておりますし、7ページには歳出の性質別を載せておりますのでごらんをいただきたいと思っております。

8ページには性質別の歳出明細を載せております。特に賃金、皆減でありまして、その分、会計年度職員のほうにシフトしておるところであります。

9ページには、見方がちょっと悪いかもしれませんが、縦のところは性質別で、横が目的別、款別になっておりますので、またごらんをいただきたいと思っております。

10ページには前年度予算との比較を、11ページ、12ページ等々に示しておりますので、またごらんをいただきたいと思っております。12ページにも前年度の比較、一般会計性質別を載せておりますので見てやっていただきたいと思っております。

13ページには予算の給与の一覧を、この部分は、下にも書いておりますけれども、会計年度任用職員を除くとしておりますので、参考にしてやっていただきたいと思っております。

14ページ上段には、交付税と町債残高の推移というところでグラフを示しておりますので見てやっていただきたいと思っておりますし、14ページ、15ページには普通会計の基金の残高、あわせまして全体の状況について示しておるところであります。

16ページには普通建設事業費の、ちょっと字が小さくて大変だと思っておりますけれども、一覧を載せておりますし、最後のページには過疎債ソフトの事業の一覧を示しておるところであります。

以上、説明を終わりたいと思っておりますけれども、御審議の参考にしていただきまして御承認いただきますように、私からの説明を終わりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）失礼いたします。私のほうからは、先ほど町長から提案がありました議案第32号の一般会計予算の中で、2条、3条のほうで載せております債務負担行為、地方債について改めて説明をさせていただければと思っております。予算書のファイルの7ページのほうに、第2表ということで債務負担行為を示させていただいております。新年度予算では、この後も一部出てまいる事業もありますけれども、就業管理システムを導入すること、リース料として後年度負担をお願いするものでございます。限度額は1,356万5,000円。そして2点目が戸籍情報システムのリースでございます。限度額は870万円。出納室のOCR装置及び接続端末リースにつきましては620万円。それぞれ長期の契約としたく、債務負担をお願いをするものでございます。

続きまして、次のページ、8ページに参りますが、地方債、第3表でございます。こちらにつきましては、新年度事業で起債を発行して事業に充てるものにつきまして、各事業、メニューごとに記載をしております。令和2年度は緊急防災・減災事業として640万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法については見ていただいたとおりでございますし、各メニューとも同様でございます。緊急自然災害防止対策事業債5,450万。こちらは先ほど補正の部分でも説明しましたが、小規模急傾斜の事業等に活用いたします。災害復旧事業1,400万、過疎対策事業7億960万、過疎地域自立促進特別事業、いわゆる過疎のソフトですが1億5,140万円、臨時財政対策債として8,787万1,000円を見込み、合計10億2,377万1,000円の起債発行を見込んでおります。先ほどの説明にもありましたが、元年度と比較して7億以上の減額ということになってございます。

一般会計についての追加説明は、以上で終わらせていただきます。

続いて、私のほうから、令和2年度の当初予算の附属説明資料の中で、一番最後のところに新規事業を9事業ほどまとめて調書をつくっております。こちらについて簡単に説明をさせていただきたいというふうに思っております。ページは147ページからでございます。

まず最初に、総務課でございますが、一般管理事務の中で就業管理システムの導入ということをお願いするものです。こちら、先ほど債務負担のほうでもお話をしましたが、事業費としましては令和2年度執行分は24万1,000円ということで、一般財源をお願いするものでございます。ただし、一番下に特記事項として記載をしておりますが、10年間リースとして総額では1,380万6,000円を見込んでおるところでございます。目的としましては、職員の勤怠管理を直接的に行うことで、業務の効率的な遂行を目指すということでございます。

現状、課題というところにおきましては、従来、現在は職員の勤務管理については、タイムカードを打つというふうなことで紙ベースでの様式を使っております。また、休暇や時間外命令も紙で全て行っておるところということで、こちらについて、いわゆるカード方式で出退管理をする、またはシステム上で、休み、それから時間外の申請もするというふうな方式のシステムを導入をしたいということです。そういったことができてないということ

が課題。もう一つは、休暇の取得状況や時間外勤務の状況が日々確認ができない、月締めで確認する、年締めで確認するとうふうな状況であるというふうなこと、それに対応するためにシステムを入れて、いるわゆる上司、管理監督者が日々の職員の勤務状況を確認できる、リアルタイムで確認できるというふうなシステム化をしたい。あわせて、給与の支払い、時間外手当の計算であるとか、各種申請の事務あたりを、電子化することで事務の負担の軽減を図りたいということでございます。

続きまして、148ページ、企画課でございます。青年結婚・UIターン促進事業、空き家等リノベーション創業支援事業でございます。令和2年度、予算を500万、一般財源を見込んでおります。

目的は、誘客を目的としたり空き家等のハード整備を支援するというところでございます。目的、大きく4つ書いてあります。空き家等の活用を進める、観光面での収入をふやす、関係人口をふやす、UIターンの促進に資するというふうな目的を持っております。

現状と課題ですけれども、現在、古民家等の空き家を利用した民泊や飲食店などが全国的には開業している状況ですけれども、日南町ではなかなかそのような、投資の面も含めて大々きな動きがない、または、観光で食べていくような、なかなか町にはなり切れてないというふうなことで、そこから部分への投資がなかなか進まないというところで、一歩前に踏み出していただくための支援を行うための補助の制度をつくりたいということで、解決策のところに書いてあります。空き家を活用したハード整備に2分の1の補助金を用意したいというふうなことで、あわせて、国や県の補助金とれる場合は、その補助裏に対しても活用できるという制度づくりをしたいということでございます。効果なり将来の見通しにつきましましては、書いてございましており、1年1件以上、3年間で3件以上の、いわゆる開業を目指した取り組みをしたいということでございます。

続きまして、149ページ、福祉保健課のがん検診事業。県と連携して行う胃がん対策事業、ピロリ菌検査に対する助成でございます。こちらにつきましましては、2年度予算計上額138万3,000円の、ほぼ半額を県のほうで見えていただくような事業の組み立てをしております。ピロリ菌の検査をすることによって、胃がん対策という、早期発見、発症リスクの低減等というふうなことを目指して、胃がんによる死亡率の減少につなげるというところが目的でございます。

現状、課題としましては、やはり胃がんの検診率が低いという現状、これに対応するたために、鳥取県のほうが胃がんの検診対策としましてピロリ菌検査というのをセットでやっけていくことで、やはりピロリ菌見つかって胃がん対策に進んでいくというふうな道筋を開いていくという意味合いで助成制度をつくられております。こちらのほう、町としても相乗りをしまして、解決策のところに書いてございまして、対象者を20歳から65歳というふうなことで、過去に検査を受けたことのない方に対する検査の助成です。血液検査というふうなことでございまして、胃がん検診の受診の際に、1回のみ受けていただくことができないという制度でございます。これによりまして、ピロリ菌の早期発見、除菌につながるような取り組みが胃がん対策に効果があるというふうなことを考えておるところです。

続きまして、150ページ、農林課でございます。林業一般管理事務でございます。こちらは、サクラクレパスのオリジナル商品の開発ということで、FSCと林業振興事業の一環で行うものです。こちらにつきましましては、御存じのとおり、佐武会が本年度末で解散をされるというふうなことで、町長のほうも先般、サクラクレパスの本社に行かれて、今後機としまして、クレパスと日南町の資源を活用した、少しぜいたくなクレパスをつくっていきたい。クレパス自体はサクラさんのものですが、入れ物について、日南町の木を使ったものとして商品化をして、ブランドづくりを進めていきたいということでございます。これを御縁にして新たな関係人口や交流人口につなげていく、ブランドを上げていくというところが目的となっております。予算額は、60万を見込んでおりますが、財源としては、佐武会様からの寄附金というふうなものを充てる予定としております。

続きまして、151ページ、農林課です。山村振興一般対策事務、ゆきんこ村の芝生化事業でございます。令和2年度、183万円、一般財源で予定をしております。

目的としては、町内の施設の魅力化ということでございまして。現状としまして、特にゆきんこ村につきましましては、施設も長年が経過をして、施設の老朽化、それによります宿泊者、レストランの利用者も減少ぎみである。そういった中で、何か1つ魅力的なものはつくていきたいというふうなことで、日本サッカ協会が行うグリーンプロジェクトにのりまして、ポット苗方式で芝生化を図っていきたいというふうなことで、芝生自体は無料でいただけるもの、施工もボランティアを集めてやっていくというふうなことで、かかる経費としましては、いわゆる肥料、それと、ワイヤメッシュにつきましましては、イノシシの侵入防止というふうなことも含めて考

えております。そういったもので、ゆきんこ村のグラウンドを芝生化をしていきたいということでも考えております。予算査定の中でも、複数の芝生化の要望、お話が出ておりましたけれども、当面1カ所、試験的にやってみて、今後広げていきたいというふうな考え方でございます。

農林課、続きまして、林業アカデミー実習棟建築工事の設計施工監理と工事の費用でございまして、4,750万、過疎債を充てさせていただき予定でございます。こちらについては、土屋の環境林の事務所に隣接する倉庫がございまして、そちらを改築をいたしまして、実習棟としたいというものでございます。

現状のほうにも書いてございまして、現在、実際、伐倒の練習機でありますとか、それから、マシンのメンテナンスをするようなところが現場ではなかなかないというふうなことで、それを解決するために実習棟を建築をしたいということでございまして。建築工事費の予定は4,360万、木造を想定しております。設計監理委託費として、390万ということで、アカデミーの機能充実というふうなことを図っていきたいということでございまして。

続いて、153ページ、教育課。日野郡のふるさと教育の推進事業でございまして。令和2年度、814万8,000円、一般財源で向かいます。こちらについては、これまでいろいろ情報提供もさせていただいておりますけれども、いよいよこの4月から公設塾を設置をして、高校生に対するふるさと教育を日野郡3町で行っていくという取り組みでございまして。

経費の中身につきましては、塾講師を各町で1人ということで、日南町でも1人採用させていただいた上で、ふるさと教育の協議会、それからコーディネーターを3町でお一人配置をするための、それぞれ負担金というふうな事業の組み立てをしております。

公設塾の中身につきましては、解決策のところに書いてございまして、いわゆるキャリア教育、それと課題解決型学習、基礎学力の支援、そして地域とのつながりをつくるというふうなところを目的とした塾としたいということでございまして。

続いて教育課でございまして、学校給食運営事務、日南町の学校給食費の補助でございまして。令和2年度予算が104万2,000円ということで、一般財源でございまして。こちらにつきましては、先般からメディアでも取り上げられておりますが、給食の食材費の上昇に伴う負担がなかなか厳しくなっております。そういった中で、町としましては、負担を増大せずに給食の質の維持を図っていきたいということで、米代に相当する部分について、町で金銭的支援を行うということでございまして。そのための予算を100万円、今回計上させていただいております。

最後に、155ページ、病院事業でございまして。病院施設改良事業、病院の職員の単身者用の住宅の建設事業でございまして。設計・工事費として4,554万円、病院事業債のほうで向かう予定でございまして。こちらにつきましても、全協等でこれまで御説明をさせていただいておりますとおり、令和3年度以降の、いわゆる職員の新規採用、町外からの方を中心とした新規採用をにらんだ住宅の整備をやっていきたいということでございまして。解決策のほうに、どういう計画かということは書いてございまして。御確認いただければというふうに思っております。

以上、新規事業につきまして説明をさせていただきました。終わります。

○議長（山本 芳昭君）財原課長、簡易水道事業関係、よろしいですか、説明。

財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）そうしますと、事業会計のほうにつきまして、町長の説明を補足いたします。

予算書ファイル167ページ、タブレットのほうですが。最初に、議案第38号で日南町簡易水道事業会計の予算を説明いたしました。2年度の業務量の予定量としましては施設の維持管理のみということで、大きな建設改良の予定はございません。

事業費の明細につきましては、184ページの予算の見積書をごらんいただければと思っております。最初に、収益的収入と支出で、簡易水道事業収益のうち営業収益としましては、水道使用料6,830万円、実績見込みですが、前年度予算額から比較しますと105万9,000の減額となっております。それに手数料、雑収益を加えまして、営業収益としましては6,850万9,000円を見込んでおります。営業外収益としましては、預金の利息、それと一般会計からの業務費の繰り入れとしまして527万7,000円、それと工事負担金3,292万9,000円、国県補助金1,574万9,000円等々を合わせまして、営業外収益を9,278万7,000円を見込んでおります。

支出のほうにつきまして、簡易水道事業費用の内訳としまして、営業費用の1億3,236万円の内訳としまして、原水及び浄水費として、施設の施設電気料、滅菌剤、薬品代、それと滅菌器の修繕を50万円ほど見ております。また、恒常的な施設管路の修

繕費として510万円を見込んで、1,286万2,000円としております。配水及び給水費としましては、施設の電気料と、減圧弁を3基修繕106万円、それと緊急修繕分として169万3,000円、合わせて340万1,000円を見込んでおります。総係費としましては、事務費相当としまして2,423万9,000円を計上しております。また、あと減価償却費としまして、タブレットの188ページに有形固定資産の明細を添付しておりますが、令和2年度には9,185万8,000円を計上しております。営業外費用としましては、償還金の利息1,018万7,000円、特別損失としまして6万円等々を見込んでおります。

資本的収入支出につきましては、収入のほうにつきましては損益勘定保留分の資金補填となりませんが、支出のほうとしまして、企業債の償還金として6,882万9,000円を見込んでおります。

これらの予算計上額にあわせまして、タブレットでいけば170ページに簡易水道事業会計の予算実施計画書、それと172ページに予定キャッシュフロー計算書、173ページに給与費明細書、それと178ページに予定貸借対照表の期末、令和3年3月31日の見込みを上げております。

続きまして、議案39号で提案いたしました下水道事業会計の予算であります。タブレットでいけば189ページからになります。下水道事業会計の令和2年度の予定といたしましては、処理場建設改良事業、合併浄化槽の新設として、5基分を想定して870万円を計上しております。また、公共工事の支障移転への緊急対応として250万円、建設改良としてはこの2件になります。

予算の見積書は、タブレットの208ページからお示しをしております。下水道事業会計の収益的収入、まず、下水道事業会計の収益の収入としまして、営業収益として下水道使用料は7,481万1,000円を見込みまして、前年度から25万8,000円の減としております。営業外収益は、一般会計からの業務費の繰り入れ、国県補助金、それと一般会計の公債費の繰り入れとして、合わせて営業外収益が1億955万1,000円を見込んでおります。

支出のほうは、209ページからになります。営業費用としまして、ポンプ場費、処理場の維持管理費、総係費の事務費相当額、それと減価償却費につきましては固定資産の明細書を213ページに添付しておりますが、減価償却費としまして7,525万9,000円を上げて、営業費用との総額は1億5,287万3,000円としております。

資本的収入及び支出につきましては、収入側は、企業債といたしまして建設改良の起債相当分540万円、それと特定建設費、合併浄化槽等の建設費の繰入金として43万円、循環型社会形成推進交付金、国からの交付金が184万円等あります。また、移転工事に伴う補償費として100万円等々を見込みまして、資本的収入の総額は1,360万4,000円を予定しております。

また、支出のほうにつきましては、資本的支出としまして、冒頭、公共工事の移転工事に伴う緊急対応相当分として250万円、委託料と工事費を合わせて250万円、それと浄化槽の新設5基に対しまして870万円、建設改良費としまして1,120万円を見込んでおります。また、町債元金の償還金として7,309万9,000円、貸付金は、集落排水の設備工事に伴う資金の預託金としまして、今年度も370万円、資本的支出につきまして8,799万9,000円を計上しております。

先ほどと、簡易水道事業会計と同じではありませんが、193ページに、それに伴う実施計画書、キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表を添付しておりますので、詳細はごらんください。以上です。

○議長（山本 芳昭君）続きまして、福家病院事務部長。

○病院事務部長（福家 寿樹君）それでは、令和2年度の日南町病院事業会計の当初予算について説明申し上げます。タブレット214ページからでございます。御確認ください。

業務の、まずこの事業の算出根拠になりました、いわゆる業務の予定量ですが、年間の患者数を、入院が年間2万240人、1日当たり55.5人と踏んでおります。外来は2万7,588人、1日当たり108.8人と見込んでおり、これにより、第3条、収益的収支は予算総額を11億7,481万と、前年度予算に比べまして1,554万2,000円の増としております。

総収益の内訳が、医業収益が6億7,897万1,000円で、ほぼ、これは前年並み、前年度の当初並みにしてございまして、医業外収益も3億3,365万4,000円で、これは前年度並み。介護サービス収益が1億5,717万2,000円で、これは1,225万円の増加としております。総費用のほうですが、医業費用が11億

6,300万3,000円で1,783万7,000円の増加、この中には、債務負担行為として既に御承認いただいております経営コンサルティングの委託料360万円を含んでいるところがございます。

医業外費用につきましては1,150万7,000円で、225万5,000円減少としております。

次に、資本的収支予算のほうですが、総収入が2億8,869万3,000円、総支出が3億7,651万9,000円とし、この不足する8,782万6,000円は、過年度分留保資金で補填するものでございます。前年度と比べ、資本的収支の予算規模がかなり大幅に増加しております。これは、先ほど来の御説明の中でもあります電子カルテシステムが10年を超えまして、全面的な更新の費用、これを2億967万5,000円、それから単身者用の住宅の建設費、これを整備費として4,724万円計上しているためのものでございます。

そのほかには、予算、第14条の重要な資産の取得としても記載しておりますが、眼底カメラシステム、これもシステム、かなり古いものでもございまして、今回のシステムの更新と附帯している部分でもございます。あと、臨床検査システムですね、こういったもの。眼底カメラ1,025万5,000円、臨床検査システム1,220万5,000円、これらを計上しております。多額でございますが、どうぞ予算のよろしく御審議をお願いしたいと思います。失礼いたします。

○議長（山本 芳昭君）以上で提案説明を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議案となっております議案第32号から議案第40号までの9議案は、審議の都合により、本日は提案説明までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、議案第32号から議案第40号までの9議案は、本日は提案説明までにとどめることに決定いたしました。

○議長（山本 芳昭君）お諮りいたします。各議案とも熟読していただくため、本日は以上をもって会議を閉じ、散会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本日は、これをもって会議を閉じ、散会とすることに決定いたしました。

ついては、3月4日の本議会は別に通知をいたしませんので、定刻までには御参集いただきますようお願いいたします。長時間お疲れさまでございました。

午後4時49分散会
